

第4回 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会	資料9-3 武田教授
平成30年1月29日	提出資料

社会環境の変化に伴う子どもの発達保障のための放課後環境の整備について
プレイワークの専門性の視点から

1 子どもの日常生活の変化と発達の変化

2 提言

3 資料

0) レジюме . . . P1~3

1) プレイワークの専門性に関する資料

① プレイワーク研究会編「子どもの放課後にかかわる大人のQ&A50」学文社 目次他
. . . P4~14

② The First Claim . . . a framework for playwork quality assessment, Play Wales & Bob Hughes, 2001, Play Wales, 『プレイワーク 子どもの遊びに関わる大人の自己評価』訳・嶋村仁志、学文社 2009 より 第4章基礎編評価表 4.0 . . . P15~16

③ 学童職員の課題リスト(嶋村仁志先生提供) . . . P17~19

④ 嶋村仁志 「プレイワークの専門性」(今回プレゼンテーション用作成資料) . . . P20~21

2) 子どもの生活や発達の権利保障に関する資料

⑤ 子どもの権利条約第31条ジェネラルコメント No.17 翻訳(武田信子)抜粋 . . . P22~25

3) 子どもの生活環境への対応に関する提言資料

⑥ 武田信子「貧困と幸せを考える」『世界の児童と母性』特集「社会的養護と貧困」No.79,p11-18, 2015.10. 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団公益財団法人資生堂社会福祉事業財団
http://www.zaidan.shiseido.co.jp/activity/carriers/publication/pdf/vol_79.pdf
. . . P26~33

⑦ Play Wales 2003 遊びの剥奪 事実と解釈 浅沼輝・武田信子共訳
<http://www.playwales.org.uk/login/uploaded/documents/INFORMATION%20SHEETS/play%20deprivation.pdf> . . . P34~36

⑧ 英国政府健康安全局 遊びの場での危険管理：見解声明書 遊びの安全フォーラム
. . . P37~41

⑨ 武田信子『社会で子どもをはぐくむ』「子ども・社会を考える」講演会シリーズNo.3 NPOブックスタート編 冊子(当日配布資料)

4 参考 学童保育あそび一む <http://asobeem.com>

1. 子どもの日常生活の変化と発達の変化

乳幼児期からの日常生活の変化

生活体験の剥奪

遊びの剥奪

← 生活や遊びを通じた「身体」と「脳」と「心」の発達の保障

← 非認知能力の育成の必要性

学童の24時間の生活環境と発達

学校に囲われることによる地域とのかかわりの減少
少子化による多様な人々とのコミュニケーション機会の減少
宿題や塾・習いごとによる生活時間の減少
車(子どもが主体になれない交通手段)社会における地域との分断
メディアによって可能になっている孤立の時間
大人の監視・管理・干渉下の生活
睡眠同様に、レ・クリエーションの時間の保障 (子供の権利条約第 31 条)
学童期に必要な体験を家庭・学校・地域のどこでどのように保障するか
小学生の 6 人に一人の生活・発達の保障
学童は、学校施設の共用で済ませられる副次的な場か? どのような工夫が必要か。

2. 提言

2-1 ソフト【児童厚生員や放課後児童支援員の専門性開発】⇒子どもとスタッフの関係の質の向上 従来型の指導員・支援員

⇒プレイワークの基本的な「こどもへの関わり方のスタンス」を知る支援員へ

しばしばある誤解：プレイワーク=冒険遊び=外遊び、ではない。

日常生活、スタッフとの関係性、「遊ぶ」心持ちを大切に日々の関わりのあるあり方

指導員・支援員用プレイワーク研修のさらなる開発+モデル実施+成果検討が急がれる。

例) 基礎研修 2 日間の実施 ～生活や遊びを通して発達する脳と体と心について

- 1) 主体的な生活の場の保障
- 2) コミュニティワークの視点 地域からの隔絶への対応 (学校への囲い込み現象の解消)
- 3) 遊びを促進する専門性 等

2-2 ハード【放課後の生活環境の改善】

- 1) 放課後児童クラブ内外に外遊び空間を確保すること
校庭では高学年の 6 時間目授業が終わるまで、低学年は室内待機しなければならない。
- 2) 校庭改革 平らな校庭を、自然な発達を促す場へ
- 3) 次善の策として、プレイワーカー派遣 (遊び方を変えるきっかけづくり)

2-3 法的な支え：リスクに対する社会の耐性の必要性

ハザードを排しリスクを残すための法律で関係者を守ることが必要である⇒「遊びの場での危機管理」

2-4 プレイワーカー養成やコンサルテーションのできる専門性を持った人材の育成

大学院等で現場経験者の専門性開発。2 年間のプログラム。長期の現場実習と理論との往還。

災害時支援、障がいを持つ子どもや外国につながる子ども・LGBTQ など特別な支援の必要な子どもへの支援、コミュニティワーク、アドボケイトなどについても専門的に学ぶ。

⇒研修・コンサルテーション・スーパーヴァイズできる人材の確保。

※子どものアドボケイト(子どもの声を聴き、エンパワーし、アクションにつなげる公的職業)

Cf. ケンブリッジ大学 PEDAL (Centre for Research on Play in Education, Development and Learning).「教育・発達・学習における遊びの研究センター」<https://www.educ.cam.ac.uk/centres/pedal/>

あそびーむの紹介

1日の流れ あそびーむの1日は、子どもたちのしたいことに合わせて流れていきます。ある平日の放課後を紹介します。

14:00 ごろ～ 放課後スタート：学校が終わった順に、子どもたちが帰ってくる。今日あったことを話したり、「おやつ何？」とキッチンを覗いたり。学校が終わって、ほっとくつろぐ時間。



登室を保護者にお知らせ

「ねりまキッズ安心メール」の機械にカードをかざすと、保護者に連絡メールが届きます。

14:30 ごろ～ おやつ時間：手作りが基本で、季節の食べ物やスープなど、お菓子というより補食としての位置づけです。子どもたちと相談してメニューを決めることもあります。一緒に作るのを楽しみにしている子もいます。

15:00 ごろ～こどもの森へGO！ 外で遊びたい子はスタッフとこどもの森へ。泥だんごづくり、卓球、水遊び、鬼ごっこなど、自由に遊びます。室内でも、思い思いに、劇を創作してビデオ撮影をしたり、工作や実験をしたり、自分のやりたいことをして過ごします。



17:00 学びの時間：こどもの森に行っていた子も戻ってきて、学びの時間。宿題をする子、絵本を描く子、図鑑で調べものをする子...それぞれの「好奇心」を満たす時間。

17:45 片づけをして...：使ったものは片づけをします。明日にも残しておきたい工作などは、そのまま残すことも。

18:00 また明日！ 機械にカードをかざすと、保護者に退室のお知らせメールが届きます。

遊ぶ・暮らす

子どもの放課後

にかかわる人の

Q&A 50

子どもの力になるプレイワーク実践

プレイワーク研究会 編

学文社

まえがき




地域で過ごす時間が少なくなった子どもたちにとって放課後の居場所は貴重な「その他の場所」です。

学校でもなく家庭でもない場で、「遊ぶ・暮らす」子どもたちとともに時間を過ごす大人たちは、子どもたちの日常にどう寄り添えばいいのでしょうか。日々子どもたちとのやりとりの中で、どうしたらいいかな、と迷う場面はたくさんあることでしょう。この本は、子どもとかわかることを仕事にしている人たちが、そういった場面でどうしたらいいかについて、同じように子どもたちと過ごしてきた筆者たちが経験を持ち寄って対応を考え、答えた本です。まず、現場からあがったたくさんの困りごとを整理し、それから、日常の実践に役立つように考え方を書きました。

少子化、都会化の中で、生活体験の少ない子どもたちが、今の社会に合わせて生きようと四苦八苦しています。対人コミュニケーションの機会も全身で工夫して遊ぶ機会もなく育った子どもたちを十分に理解して接するには、知識と技術と知恵が必要です。

初心者の方たちには、こんなふう子どもたちに向き合えばいいのだと知ってほしいと思います。経験者の方たちには、そうだそうだとあなづきながら、時にはあーそうだったのかあ、ちょっと思い違いしていたなあ、今度から少しやり方を変えてみようと思いながら読んでほしいと思います。



執筆者は、長年、子どもたちとかかわることを仕事にしている7人です。2011年に『こどもの「遊ぶ」を支える大人の役割：プレイワーク研修テキスト』*（プレイワーク研究会編）をまとめました。このとき研究に参加したメンバーの有志と編集者が、2015年からその成果をもとに膝を突き合わせて何回も集まり、現場の声を聴きながら、原稿を推敲して本書を作成しました。

放課後児童クラブ、児童館、冒険遊び場、児童養護施設などの子ども関連施設のスタッフや、学校教員、幼稚園教諭、保育士、塾のスタッフ、医療関係者など子どもにかかわる仕事についているみなさんはもとより、そのような仕事を志望している学生や保護者、子ども関連の事業を行っている企業の方などにもぜひじっくり読んでいただきたいと思います。

きっと子どもたちとともに自分の成長を感じることができるようになるでしょう。

2017年1月

プレイワーク研究会

*（財）こども未来財団・平成22年度児童関連サービス調査研究等事業・児童健全育成分野調査研究課題「プレイワーカーの育成に関する研究」（主任研究者 武田信子）の報告書3冊の中の1冊として刊行。



まえがき 2

プレイワークのすすめ—子どもの遊びにかかわるすべての人へ	8
この本の使い方	10

子どもの放課後にかかわる人の Q&A50

子どもとのかかわり

Q1 物を使っても片づけません。	12
Q2 めいぐるみを学童保育クラブに持ってくる子がいます。	14
Q3 物を大切にしない子が多いです。	16
Q4 木の枝、実、花を校庭から取ってきてしまう子がいます。	18
Q5 どうしたら、もっと聞きわけのいい子になるでしょうか。	20
Q6 礼儀を身につけさせるためには、 どう指導したらいいでしょう。	22
Q7 子どもがさまざまなことに飽きっぽいのが気になります。	24
Q8 戦いごっこの加減がわからず 力一杯やってしまう子がいます。	26
Q9 子どもたちについて強い態度で接してしまうことがあります。	28
Q10 「ちょっと待ってて」と 子どもに言ってばかりになっています。	30
Q11 棒を作っては人をたたく子がいて困っています。	32
Q12 ケンカにどう対応していいかわかりません。	34
Q13 他の子と交ざらない子への働きかけに悩んでいます。	36
Q14 いつも言い訳が先に出る子がいて、気にかかります。	38



Q15 仲間はずれやいじめにどう対応すればいいかわかりません ……	40
Q16 その子の気に入っているおもちゃを隠していじめる子がいます。 ……	42
Q17 自慢したり、嘘をついたりする子がいて、 いったいどうしようかと思えます。 ……	44
Q18 子どもから暴言を吐かれます。 どうしたらよいのでしょうか。 ……	46
Q19 子どもからおんぶや肩車、 だっこを求められることがあります。 ……	48
Q20 エロいマンガを持ってくる子がいて、困っています。 ……	50
Q21 配慮が必要な子へ意地悪する子がいて、困っています。 ……	52
Q22 落ち着きなく動き回る子どもを落ち着かせることはできますか。 ……	54
Q23 鬼ごっこでオニになると抜ける子がいます。 ……	56
Q24 帰る時間がバラバラで、集団遊びができません。 ……	58
Q25 遊びよりもスポーツをさせて子どもを育てたいです。 ……	60
コラム● 私が初心者だったころ ……	62
コラム● 大人には見えない ……	63

保護者とのかかわり

Q26 ケガに保護者からのクレームが入るので、 子どもに好きなことをさせられません。 ……	64
Q27 いろいろずれを感じる保護者とのつきあい方に悩んでいます。 …	66
Q28 服を汚すと、子どもが叱られます。 どうしたらいいのでしょうか。 ……	68
Q29 サービスの提供者として求められてしまい、	



子どものための実践ができません。 ……………	70
Q30 「とにかく宿題をさせてください！」という親に、 どう対応したらよいのでしょうか。 ……………	72
Q31 外国人の保護者とのコミュニケーションの取り方がわかりません。 ……………	74
Q32 家庭状況にどこまで入ってよいのか、悩んでいます。 ……………	76
コラム ● 子どもの可能性を殺していた犯人 ……………	78
コラム ● 私を変えた子どもたち ……………	79

スタッフ同士のかかわり

Q33 特定の児童とだけ遊ぶスタッフがあります。 ……………	80
Q34 スタッフ同士で固まって話しているのが、気になります。 ……………	82
Q35 手出し口出ししすぎに思えるスタッフがありますが、 評価が高いのです。どう話したらいいのでしょうか。 ……………	84
Q36 保護者に別の子どもの悪口を言ってしまうスタッフがあります。 ……	86
Q37 子どもの輪に入りすぎたり距離を置きすぎたり、 かかわり方が難しいです。 ……………	88
Q38 子どもの体力についていけません。 どうしたらよいのでしょうか。 ……………	90
Q39 遊びの中でどこまで許すかが、スタッフにより違います。 ……………	92
	WORK 判断の物差し 93
Q40 自分の実践をどう振り返ったらよいかわかりません。 ……………	94
コラム ● 私の子ども観を変えた、あのできごと ……………	96
コラム ● 私を変えた「困った子」……………	97



環境づくり

Q41 外で遊ぶ庭もなく、室内で遊ぶ場所も限られています。…………… 98

Q42 危険をともなう遊びをどう制限したらいいですか。…………… 100

WORK リスクとメリットを考える天秤ワーク 101

Q43 スタッフが少なすぎて、子どもをみきれません。…………… 102

Q44 スタッフが多すぎて、大人の目が行き届きすぎてしまいます。 104

Q45 どうしたら子どもがルールを守るようになるのでしょうか。…… 106

Q46 地面にところかまわず穴を掘りたがるので、困っています。…… 108

Q47 危険を判断する基準がわかりません。…………… 110

Q48 事務室に入ってくる子がいて困っています。…………… 112

Q49 近所の人から怒鳴られました。対処法はあるのでしょうか。…… 114

Q50 学校とのコミュニケーションがありませんが、
それでもいいのか悩みます。…………… 116

コラム● 周りの大人の大切さ…………… 118

「現代の課題」×「子どもの過ごす場」

1 いじめに対して、子どもの過ごす場でできること…………… 120

2 子どもの貧困に対して、子どもの過ごす場でできること…………… 122

3 ケガへの不安に対して、子どもの過ごす場でできること…………… 124

4 スタッフが流動的なことに対して、スタッフ同士でできること…………… 126

WORK スタッフ同士の理解を深めて仲間になるためのワーク 126

5 遊びの価値の軽視に対して、大人たちができること…………… 128

あとがき 130



プレイワークのすすめ




子どもの遊びにかかわるすべての人へ

Q&Aに入る前に、子どもの遊びへの大人のかかわり方について、考えてみたいと思います。本書を読むみなさんの中には、子どもの遊びへの大人のかかわり方について、これまでに何か特別に習ってこなかった人も多くいるのではないのでしょうか。そんな中で突然、さまざまな子どもたちと相對することになるわけですから、戸惑った経験も多々あったのではないかと思います。

これまで、子どもの遊びにかかわる大人というのは、どちらかという、子どもの前に立って新しいゲームや遊び方をうまく教えたり、主導したりする<牽引型>、もしくはどの子どもにもまったく同じことを経験させようというしるから押し出す<ところてん型>が主流だったと思います。つまり、「大人が決めた方向やゴール」があり、大人の指導の下でその方向やゴールへと子どもを向かわせるのが、今までのかかわり方の主流だったと思います。

ところが、この数十年で、子どもの育ちに関する国内外での学術的な研究も進む中で、新しい価値観が生まれ始めています。それは、子どもの主体的な意欲がより育まれるためには、それぞれの子どもが自らやりたいことをして遊べる環境を整えることが必要だという考え方です。その結果として、子どもは創造性に富み、身体や知性、情緒、社会性を自ら育てていくようになります。この考え方では、子どもは「自分がどう育ちたいのかを無意識のうちに遊びの中で表現する」という理解に立っています。

そこでの大人のかかわり方は、子どもたちの遊びのプロセスに寄り添



う、つまり、子どもから見ると横または少し後ろという立ち位置になります。つまり、それぞれの子どもたちの欲していることを見立てながら、環境をそれとなく整え、子どもが必要とする時にだけ、手助けをするのです。時には子どもといっしょに遊ぶこともあります。が、「遊びが子どもたち自身のものになった」と感じた時には、大人は遊びの輪から外れていきます。

こうした遊びの環境設定や子どもとのかかわり、危険管理、地域との関係調整などを整理したものが、「プレイワーク (playwork)」と呼ばれる専門分野です。本書は、このプレイワークの考え方を基本にしています。もしかすると、多くの人には新しい考え方なので、本を読み進めていくうちに、みなさんが無意識のうちに今まで身につけた価値観や手法とはちがうと感じるかもしれません。けれども、プレイワークの考え方を実践してみると、今までとはちがう子どもの新たな姿を発見し、自らの新しい役割に気づくこともあるでしょう。

自然環境が失われ、都市部では空き地が減り、立ち入り禁止の場所や禁止事項が増えていく中、残念ながら、子どもが自らの力で自分たちだけの遊びの世界を作ることが本当に難しくなりつつあります。「プレイワーク」は、そうした社会の現状への理解から、できる限り謙虚に、子どもの立場に立った豊かな環境づくりの補助的な役割を担おうとするものです。ぜひ、みなさんもプレイワークの入り口に立ち、新しい世界を切り拓いていってください。

(嶋村 仁志)



Question 14

いつも言い訳が先に出る子がいて、
気にかかります。

Answer

人の行動には、すべて何らかの意味があります。それらは善悪や是非で判断できるものでも、その人の単なる性質でもありません。そもそも、私たち大人も、叱られることが予想されるようなことをしたら、つい言い訳が先に出ます。ごめんなさいよりも前に言い訳が出るとしたら、それは叱られることを回避したいという思いが強い場合でしょう。

言い訳が始まったら、まずは「どうしたの」「あ～そうなんだ」と受けとめ、相手に寄り添ってみましょう。大人に対して自分なりに正当な理由を主張できるとしたら、それは子どもの成長の証しともいえます。言いなりにならず弁明できるとしたら、それはそれで一つの力ですね。

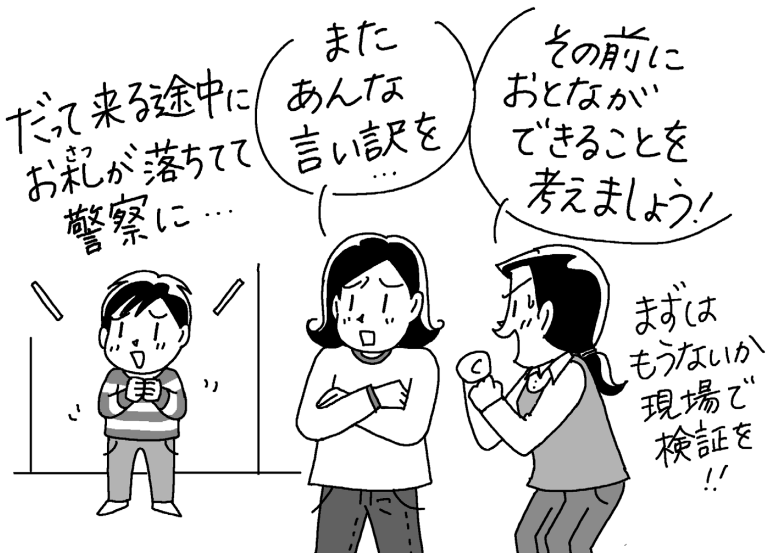
一方、言い訳しないとんでもないことになる不安に思っている子どもが自尊心をぎりぎり保つために自己防衛しているとしたら、そのことを理解したうえで対応しましょう。叱られるとわかっている子に叱ってもあまり効果はありません。とすると、そのような子に対しては、恐れている大人から身を守ることに必死な子ども、それを追いかける大人という関係ではなく、新しい大人-子ども関係を作ることが必要になります。自分の未熟な、失敗するところを見守ってくれて、よりできたところを見てくれる大人が、その子には必要なのです。この人の前では、できないことも見せられる、待っていてもらえるという確信を子どもがもてるように

なるまでしばらく時間がかかるかもしれません。同時に、いつも成長しないで悪さばかりしているという状態は恥ずかしい、と思う気持ちも育てなくてはなりません。時間をかけて子どもに「どんな自分でありたいか」を問いかけ、「そういうあなたになれるように応援している」と伝えて、待つ必要があります。

また一方で、視点を変えて、そもそもどうして言い訳する状態を作るのか、ということについても考えてみましょう。いつも遅刻するとしたら、やりたくないことがあるのかもしれませんが、いつも宿題をしないのは、自分にとっての宿題の意味がわからないのかもしれませんが。

もし、この子は問題児だ…と思ったときには、「この子の抱えている問題は何だろうか、なぜこんなことが起きるのか、自分がこの子の成長のためにできることはないだろうか」と考え直す習慣を是非つけてください。

(武田 信子)



基礎編 「プレイワークの評価表」 実践の基本的な評価は、遊びの場で提供されている素材や要素、適切な子どもとの関わりについての振り返りを通して行います。この評価は、断片を取り上げるのではなく、ふだんからの継続的な流れを振り返るように作られたものです。	ま っ た く な い	と き ど き あ る	よ く あ る	い つ も あ る	実際に子どもが使っている例をあげて、説明をしてください。以下の手段を使って、子どもがどんなことをして遊べるのか、創造力を働かせて、思いつくかぎり書いてみてください。
1. 用意しているもの					
私が作っている物理的な環境では、子どもが次のような要素で遊ぶことができるようにしています。					
プレイワークのモデル					
・ 火を使って遊ぶ					
・ 水を使って遊ぶ					
・ 空気を使って遊ぶ					
・ 土を使って遊ぶ					
・ 自分という存在を使って遊ぶ					
・ 抽象概念を使って遊ぶ					
・ 感覚を使って遊ぶ					
・ さまざまな地形に触れる					
・ 様々な素材や物を使う					
・ 建築する					
・ 場を物理的に変化させることができる					
・ 目新しいものがある					
・ 選択肢がある					
・ 家庭や地域ではふだんできない体験がある					
・ 道具・工具を使うことができる					
・ 自由になる素材がある					
・ 危険に触れることができる					
2. 適切な大人の関わりスタイル					
私の関わりスタイルは					
・ 遊びには、誘われるまで待つことができる					
・ 大人にさえぎられずに、遊び始めることができる					
・ 子どもが遊びの価値を自分で探ることができる					
・ うまくなることが子どもに任されている					
・ 遊びの内容や意図が子どもに任されている					
・ なぜ遊ぶのかが子どもに任されている					
・ 自分にふさわしい行動を子どもが決められる					
・ 大人が企画するのは、子どもが必要とする時だけ					
小計 (a)					
傾斜配点 ×	1	2	3	4	
合計 (小計 (a) × 傾斜配点) (b)					
コメントがあれば、書いてください。					

グレードについて : スコアを合計すると、次のグレードのいずれかになります。

グレード 1 : 76~100 グレード 2 : 51~75 グレード 3 : 26~50 グレード 4 : 0~25

質を阻害している要素

もし、スコアが50以下であれば、ほとんど、または全くコントロールできないいくつかの要素が作用している可能性があります。この評価では、こうした要素を考慮できるようにします。その要素が、最終グレードに影響しているかもしれません。あなたの活動が以下の要素に影響されていると考える場合は、その欄にチェックをつけてください。そのチェックひとつにつき、0.5点をあなたの最終スコアに加算します。

質を阻害している要素 — 初級編	チェック欄	簡単に例をあげるか、説明を書いてください。
内部要素		
・ 活動場所の地域性に問題がある		
・ 私が受けた研修の質が限定されている		
・ 私たちの場所の広さに問題がある		
・ 私たちの場所のタイプに問題がある		
・ 私たちのスタッフの数に問題がある		
・ 活動の場が他と共同であることに問題がある		
・ 子どもに見られる人種差別のレベルが劣悪である		
・ 子どもに見られるいじめのレベルが劣悪である		
・ 子どもに見られる性差別が劣悪である		
外部要素		
多くの子どもが :		
・ 極端にわがままな態度をとる		
・ 生きるために必死にならなければならない		
・ 家庭に問題を抱えている		
・ 過密な環境で住んでいる		
・ 子どもだけで放っておかれることが多い		
・ 地域が地理的に貧しい		
・ 地域が経済的に貧しい		
・ 地域での人種差別が一般的になっている		
・ 地域での性差別が一般的になっている		
多くの親や保護者が次のように感じている :		
・ 宿題は、遊びよりも重要と考えられている		
・ 遊びの中では汚れてはいけないと考えられている		
・ 子どもは忙しかなければならないと考えられている		
質に影響を与えている要素の小計 (c)		
コメントはありますか？		
修正された合計スコア (b + c) =		
行動計画		

子どもたちの中で遊びたい場所の意見が分かれる。(子)	子
大人と1対1になりたがる子が多い。(子)	子
子どもが様々なことに飽きっぽい。(子)	子
子どもが保育園からの仲間で固まってしまう。(子)	子
遊びに夢中になると、言葉が乱暴になる。(子)	子
本(マンガ)の読み過ぎ。(子)	子
相手の気持ちが分からず、自己中心的な子がいる。(子)	子
モノの取り合いがある。(子)	子
子ども同士のコミュニケーションが空回りしている。(子)	子
同じ学年で固まっている。(子)	子
モノを大切にしない。(子)	子
職員に暴言を吐く。(子)	子
上の子が下の子に注意しない・できない。(子)	子
声が響きすぎてうるさい。(子)	子
ずっと部屋で遊んでいるので、きゆうくつそう。(環)	
遊びの制限が多い。(規)	
子どもにたたかれる。(子)	子
子どもの人数が少ないので、大人の目が行き渡りすぎる。(環)	
指導員が少なすぎる/子どもが多すぎる。(環)	
子どもの人数と部屋の大きさが合わない。(環)	
外で遊ぶ庭がない。(環)	
近隣の迷惑になるので、あまりうるさくできない。(近)	
室内の遊びが限られている。(環)	
遊びの中でどこまで許すか、注意するかの感じ方がちがう。(職)	
けがをさせた時に保護者がうるさい。(保)	
職員同士のコミュニケーションが取れない。(職)	
片付けができない。(子)	子
紙・折り紙を大量にムダにする。(子)	子
ぬいぐるみを学校・学童に持ってくる。(子)	子
礼儀が身に付いていない。(子)	子
「ちょっと待ってて」と大人が言うことが多くなってしまう。(職)	
言うことを聞かなすぎ。(子)	子
子どもにたたかれる。(子)	子
子どもの人数が少ないので、大人の目が行き渡りすぎる。(環)	
指導員が少なすぎる/子どもが多すぎる。(環)	
子どもの人数と部屋の大きさが合わない。(環)	
外で遊ぶ庭がない。(環)	
近隣の迷惑になるので、あまりうるさくできない。(近)	
室内の遊びが限られている。(環)	
遊びの中でどこまで許すか、注意するかの感じ方がちがう。(職)	
けがをさせた時に保護者がうるさい。(保)	
職員同士のコミュニケーションが取れない。(職)	
片付けができない。(子)	子
紙・折り紙を大量にムダにする。(子)	子

ぬいぐるみを学校・学童に持ってくる。(子)	子
礼儀が身に付いていない。(子)	子
「ちょっと待ってて」と大人が言うことが多くなってしまう。(職)	
言うことを聞かなすぎ。(子)	子
手をかけたり、関わる職員の行動だけが評価される。(職)	
職員同士で固まって話をしている。(職)	
自己主張の強い子どもにどうしてよいか分からない。(子)	子
棒を持って走り回る。(子)	子
のぼり棒やジャングルジムの頂上に登れない制約がある。(学)	
子どもの体力についていけない。(職)	
服を汚すと、親が子どもを叱る。(保)	
おんぶ・だっこ・かたぐるまをしてほしがる。(保)Cf2	
どこでも掘りたがる。(環境)	
自分の知っていることを自慢したがる。(子)	子
自分もやっているのに、他の人のすることだけ悪く言う。(子)	子
棒を作っては人をたたく子がいる。(子)	子
木の枝、実、花を校庭から取ってくる。(子)	子
何でも投げたがる。(子)	子
怒られると思い、ウソをつく。(子)	子
指導員と子どものケンカが、周囲の子どものストレスになる。(職)	
人から何か言われると、すぐ泣く。(子)	子
保護者に理解してもらえる説明の仕方が分からない。(保)	
子どもがルールを守らない。(規)	
仲間はずれ・いじめがある。(子)	子
他人に対する思いやりのなさ。(子)	子
見えないところでいたずらをする。(子)	子
遊んでいてイライラすると、施設のモノに当たる。(子)	子
テーブルが多いので走り回れない。(環)	
庭がせまいので、ボールがすぐに外に出てしまう。(環)	
子どもがボール遊びでネット越え・屋根越えを試そうとする。(子)	子
間違った道具の使い方をする。(子)	子
木の根が出ていて、危ないところがある。(環)	
悪いことをしても謝らない。(子)	子
親が迎えにきても、なかなか帰ろうとしない。(子)	子
遊びの発展がない。(遊)	
近道やボール取りなどで、となりの家に侵入してしまう。(近)	
弱い者を下に見る子がいる。(子)	子
ひそひそ話を止められない子がいる。(子)	子
ままごとを始めた子に、後から混ぜてもらえない子がいる。(子)	子
外へ出るのが嫌いな子がいる。(子)	子
疲れている子がいる。(子)	子
子どもたちの遊びに職員がどう入るかが分からない。(職)	
職員の出入りが激しい(離職率が高い)。(職)	
職員の力の差についていけない。(職)	

病気の時に休むスペースがない。(環)	
何でも「めんどくさい」と言う子がいる。(子)	子
女の職員しかいない。(職)	
遊ばない職員がいる。(職)	
保護者が職員の仕事をなかなか理解してくれない。(保)	
戦いごっこの加減が分からず力一杯やってしまう子がいる。(子)	子
遊びがマンネリ化している。(遊)	
言い訳が先に出る子がいる。(子)	子
落ち着きなく動く子がいる。(子)	子
ケンカが多い。(子)	子
おもちゃをすぐ壊す。(子)	子
保護者に子どもの悪口を言う職員がいる。(保・職)	
室内でボールを蹴る。(子・環)	子
その子の気に入っているおもちゃを隠していじめる。(子)	
自分のものでないと、拾ったりしない。(子)	
鬼が変わらない。(子)	
学校や家庭でいい子でいるため施設が発散の場になる。(子)	
子どもたちを管理しようとする職員がいる。(職)	
高学年の女子としか遊ばない職員がいる。(職)	
子どもたちと話そうとしない職員がいる。(職)	
決められた遊び方をしないとおもちゃを没収する職員がいる。	
片付けをしないとおもちゃを没収する職員がいる。(職)	

【プレイワーク・playwork の専門性】

<新しい分野>

- ・ 1980年代にイギリスで整理され始めた専門分野。実践・理論について、保育や教育とも別の枠組みを持つ。
- ・ イギリスでは、国家職業資格として位置付けられ、保育士や教員免許のように、通信講座から大学院まで学ぶことができるようになっている。
- ・ 職業としての「プレイワーカー・playworker」は、冒険遊び場、放課後児童クラブ、長期休暇の遊び活動、プレイバス、移動遊び場、長期入院児のいる小児病棟、子どもホスピス、難民収容所、親が収監されている刑務所の面会ルームなど、様々な場所で働いている。
- ・ イギリスでプレイワークに関する国家職業資格は、政府が採択している「プレイワークの基本理念・Playwork Principle」によって守られている。

<子どものしていることを「遊ぶ」という視点からとらえる>

- ・ 子ども自身が「自分をどう成長したいのか」は、その子の遊びの中に見えてくるという理解をしている。
- ・ 一見、「悪」と判断されるような行動（悪ふざけ、からかい、卑猥な言葉、暴言など）を「その子のなりの遊びの形」ととらえて、子ども理解を進めようとする。そのため、子どもをすぐに悪者にしたり、無意識に関係が途切れてしまうようなコミュニケーションを取ったりすることがない。まずは、大人の都合や価値観で子どもを比較、評価、判断しないことを第一義としている。

<子どものプロファイリング>

- ・ 遊びのツボ (play types)、遊びのキュー (play que)、遊びの枠 (play framework) を見ていくことにより、遊びの環境づくりを通した子どもの支え方を理解する。

<環境設定>

- ・ 子どもが遊ぶ環境が豊かになるよう、幅広い環境設定のあり方を理解している。
- ・ 環境と状況に応じた設定の選択肢を持っている。

<遊びに関わるモード>

- ・ 大人の関わり方には、様々な種類があり、子どもの状況に応じて使い分けている。
- ・ 大人の都合で子どもの遊びのプロセスを止めてしまう行為（大人化・adulteration）について敏感であり、大人としての関わりをコントロールしようとしている。

<遊ぶことの重要性について>

- ・ 子どもが遊ぶと育ちや日々の幸福にどのような好影響があるか、遊ばないとどのような悪影響があるかについて、様々な観点で理解している。
- ・ 国連子どもの権利条約全般および第 31 条について深く理解し、自身の動きに反映させている。

<振り返り>

- ・ 大人は、子どもに影響を与える存在であり、自身のトラウマも含め、子どもの行動に制限を加えてしまう可能性があることを理解している。そのため、日常の子どもとのやりとりや自分自身についての振り返りが欠かせない。

<文献>

- ・ イギリスでは、自身がプレイワーカーとして活躍していた子どもの遊びに関する理論家 Bob Hughes による著作をはじめとして、様々な研究や文献がある。

(プレイワークについて)

The First Claim... a framework for playwork quality assessment, Play Wales & Bob Hughes, 2001, Play Wales, 『プレイワーク 子ども遊びに関わる大人の自己評価』訳・嶋村仁志、学文社 2009

Evolutionary Playwork and Reflective Analytic Practice, Bob Hughes, Routledge 2001

Playwork: Theory and Practice, Fraser Brown (edit), Open University Press, 2003

Foundations of Playwork, Fraser Brown and Chris Taylor, Open University Press, 2008

プレイワークの理論を支える研究として、哲学や脳科学などの分野で世界的に有名な著作にも注目が再び集まっている。

Ambiguity of Play, Brian Sutton-Smith, Harvard University Press, 1997

Play, Exploration and Learning – a natural history of the pre-school, S. John Hutt, Stephen Tyler, Corinne Hutt and Helen Christopherson, Routledge, 1989

また、プレイワークだけでなく、国や自治体が子どもの遊びに関する総合政策を採択するイギリスでは、政策研究も発展している。

Policy for Play: Responding to Children's Forgotten Right, Adrian Voce, Policy Press, 2015

子どもの遊びの場での「完全な安全はありえない」「真綿にくるんだ子育てはやめよう」という社会に呼びかけに呼応して、危険管理についても NPO から冊子を発行している。

Managing Risk in Play Provision: Implementation Guide, David Ball, Tim Gill and Bernard Spiegel (Play Safety Forum by National Children's Bureau), 2012

国際 NGO である IPA (International Play Association promoting child's right to play) は、世界各地の災害地域、紛争地域で危機的な状況にある子どもたちの遊びの場づくりのための冊子を発行し、プレイワークの実践が推奨されている。

Access to Play for Children in Situations of Crisis, Play: rights and practice, A toolkit for staff managers and policy makers, International Play Association: Promoting Child's Right to Play, 2017

子どもの権利条約第31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

ジェネラルコメント No. 17 (抜粋 32-47) (翻訳 武田信子)

VI 第31条の実現のための環境づくり

最適な環境の諸要素

32. 子どもたちは、遊び、かつレクリエーション的活動に参加する自然発生的な衝動を有しており、もっとも好ましくない環境においてもそのための機会を探し出すものである。しかし、子どもたちが第31条に基づく諸権利を最大限に実現するためには、子どもたちの発達しつつある能力にしたがって一定の条件が確保されなければならない。そのため、子どもたちには以下のことが保障されるべきである。

ストレスを受けないこと。

社会的排除、偏見または差別を受けないこと。

社会的危害または暴力の心配がない環境。

子どもたちが地域の地域で自由かつ安全に動き回れるよう、廃棄物、汚染、交通その他の物理的危険が十分に取り除かれた環境。

子どもの年齢および発達にふさわしい休息が得られること。

他の要求が課されない余暇時間が得られること。

おとなによる統制・管理から自由な、遊びのためのアクセス可能な空間および時間。

多様かつ挑戦的な物理的環境のもと、おとなに付き添われることなく屋外で遊ぶための空間および機会（ただし必要ときは支援的なおとなに容易にアクセスできること）。

自然環境および動物界を経験し、これと触れあい、かつそこで遊ぶ機会。

自らの想像力および言葉を使いながら自分たちの世界を創り出しかつ創り変えていけるよう、自分たち自身の空間および時間に没入する機会。

自分たち自身のコミュニティの文化的および芸術的遺産を探求・理解し、これに参加し、かつこれを創造・形成する機会。

必要に応じて十分な訓練を受けたファシリテーターまたはコーチによる支援を受けながら、遊戯、スポーツその他のレクリエーション的活動に他の子どもたちとともに参加する機会。

第31条に定められた権利が有する価値および正当性の、親、教員および社会全体による承認。

33. 遊びとレクリエーションの重要性に関する意識の欠落： 世界の大部分で、遊びは全く何の価値もない、愚かしく非生産的な活動に無駄に時間を費やす「赤字」のようなものであると思われています。

一般に、親や養育者や行政職員たちが重きを置くのは学習や経済活動です。一方、遊びというのは、うるさくて汚くて破壊的で邪魔なものだとみなされています。

しかも、大人は子どもたちの遊びを支援したり、一緒に楽しく遊んだりする自信も技術も理解も持ち合わせていないことが多いのです。

子どもたちには遊びやレクリエーションを楽しむ権利があるということと、それらを楽しむことが子どもの幸せ、健康、発達にとって根本的に大事なことであるということの両方がよく理解されていないだけでなく、過小評価されています。

たとえ理解されているとしても、往々にして、身体を動かす遊びや競争を伴うゲームが、空想遊びやごっこ遊びよりも高く評価されるのです。

当委員会は、特に、年長の子どもたちが選ぶ遊びや娯楽の形態、場所の選び方についてもっとよく理解することが重要であると強調しておきたいと思えます。彼等は仲間と出会い、芽生え始めた独立心や大人への過渡期にいることを確かめ合う場所をしばしば探しますが、それはアイデンティティや帰属意識を探究する思春期の大切な機会なのです。

34. 安全性に欠く危険な環境：

第 31 条に定められている権利に影響を与える環境は、そのありかたが、子どもたちの健康、発達、安全を守る要因にも、リスク要因にもなりえます。年少の子どもたちに関しては、探索や創造の機会を提供する空間は、親や養育者たちがいつでも目配りや声かけができるようにしておく必要があるでしょう。子どもたちには、不適切に放置された危険に脅かされることなく、自宅に近い場所で、安全が確保されているながらも、彼らの能力の向上に合わせて自分で行動する力を身につけていけるような、あらゆるものを含む開かれた空間へのアクセスが必要です。

35. 世界のもっとも貧しい子どもたちは、そのほとんどが物理的な危険にさらされています。たとえば、水質汚染、蓋のない下水溝、過密な都市、無秩序な車の往来、暗くてごちゃごちゃした道路、公共交通機関の不備、安全な地元の遊び場や緑地あるいは文化施設の欠如、危険で暴力的で有毒物質が身近な非合法都市スラム、という環境です。紛争後の環境においては、子どもたちはさらに地雷や不発弾によって危害を受けるかもしれません。実際のところ、子どもたちがとりわけ危険な状況にさらされるのはなぜかという、一つには、好奇心や探索的な遊びが被害を増やすからであり、もう一つには、発達途上の子どもの方が爆発による被害がより大きいからです。

36. 人的な要因もまた、子どもたちを公共の場において危険にさらすものとなりえます。つまり、高頻度の犯罪や暴力、眠らないコミュニティと内戦、薬物と暴力団がらみの暴力、誘拐と人身売買の危険、不良や大人に占領されてしまう公共空間、女子への攻撃や性暴力。たとえ、公園、遊び場、運動施設やその他の設備が存在したとしても、それらはしばしば子どもにとって危険で、管理もされず、何が起きてもおかしくないような場所だったりするので、これらのあらゆる要因が引き起こす危険は、子どもたちの安全な遊びやレクリエーションの機会を深刻に制約しています。ずっと子どもたちが遊んできた多くの空間がますます浸食されており、第 31 条の権利を守るためには、政府の介入が必須の状況になっています。

37. 公共空間を子どもたちの利用に供することへの抵抗：

子どもたちが、公共空間を、遊び、レクリエーション（リフレッシュ…の方が私にはしっくりきます）や彼ら自身の文化的活動に使うことは、公共の場の商業化の進展によってもまた妨げられており、子どもたちはそこから排除されています。さらに、世界中の多くの場所で、公共空間における子どもたちに対して、寛容度が低くなっています。たとえば、子どもに対する夜間外出禁止条例の制定、ゲーテッド・コミュニティや出入りに規制のある公園、騒音レベル耐性の低下、「していい」遊びの厳しいルールがある遊び場、商店街への出入り制限などは、子どもたちを問題や不良少年とみなす感覚を形成しています。とりわけ若者に対しては、メディアの報道と解説が、怖い、というマイナスイメージを広げ、公共空間の使用にストップをかけています。

（ゲーテッド・コミュニティ：許可された一定の人間しか入れないようにした地域、建物など）

38. 子どもたちを排除することは、彼らの市民としての成長発達に大変大きな影響を与えます。さまざまな年代の人々のいる包摂的な公共空間での経験を皆で共有することは、市民社会そのものを発展させ強化するとともに、子どもたち自身が自分たちも権利を持つ市民なのだを認識する力を育てます。

ですから、国にはぜひ、年長世代と若年世代との対話を促進してほしいものです。それは、権利の保持者としての子どもたちをより大切にするためであり、また、あらゆる子どもの遊びやレクリエーションに対する必要性に応じることのできる、子どもの地元の自治体に存在する多様なコミュニティの場を有機的につなぐことが重要であるとより強く認識するためです。

39. 危険と安全のバランス： 子どもたちが居住地域においてさらされる物理的・人的危険に対する怖れが、監視や監督をますます厳しくしていき、遊びの自由やレクリエーションの機会に制約をもたらしているような地域があります。加えて、子どもたち自身が、遊びやレクリエーション活動の中で他の子どもたちの脅威になることもあり得ます。たとえば、いじめ、年長者の年少者に対する乱暴や危険な行為を強制する集団圧力というようなことです。

第 31 条における子どもの権利の実現にあたっては、子どもたちが危害にさらされるべきではないことが当然である一方で、ある程度のリスクや挑戦は、遊びやレクリエーション活動に不可欠であり、これらの活動のプラス面として必要な構成要素でもあります。

バランスが求められています。一方では、住宅街への車両の進入禁止、街路灯の増設、あるいは校庭に安全柵を

つけることなど、子どもたちの環境にある許容できない危険を減らすための対策を講じ、もう一方では、子どもたちが自分自身の安全確保のために必要な注意を払えるように、事前に彼らに情報提供し、備えさせ、エンパワーすることが必要なのです。子どもたちの最善の利益を考え、その経験と心配ごとに耳を傾け、それらを、子どもたちがさらされる危険の程度を決めていく際の原則としなければなりません。

40. 自然へのアクセスの欠如：子どもたちは、自然の驚異や重要性を伝える大人と共にそれに触れ、好きに遊び、探索することを通じて、だんだんと自然界を理解し、感謝し、大切にできるようになります。

子どもの頃に自然の中で遊んだり余暇を過ごしたりした記憶は、ストレスに対処する際に役立つ資源を増やし、スピリチュアルな世界への畏怖の念を喚起し、地球を守るの自分たちだという責任感を強めます。

自然の中での遊びはまた、敏捷性、平衡感覚、創造性、社会的な協働の力そして集中力を育みます。庭の世話をしたり、収穫を慶んだり、儀式に参加したり、穏やかに瞑想したりすることを通して自然とつながることは、数多くの文化における芸術や遺産の重要な側面です。都市化や私有化がますます進行する世界において、公園や庭や森や砂浜やその他の自然豊かな場に子どもたちがアクセスする機会は徐々に失われ、中でも都市の低所得者の居住地域の子どもの多くはもっとも緑の空間への十分なアクセスに欠ける存在となっています。

41. 教育における達成へのプレッシャー：世界の多くの地域において、目に見える学業上の成果が重要であると強調される結果、多くの子どもたちが第 31 条の権利を否定されている。たとえば、

一幼児教育は、勉強の成果をあげることや形式的な学習に取り組みせることにますます関心を強めていて、そのために子どもたちが遊びに参加できなくなったり、より広い意味での発達を遂げられなくなったりしている。

一塾通いや宿題が、子どもたちの自由な活動のための時間に食い込んできている。

一カリキュラムや日々のスケジュールに、遊びやレクリエーションや休憩が必要であるという認識が抜け落ちて、そのための時間が入っていないことが多い。

一教室で、形式的なあるいは何かを教え込むような教育方法を用いており、活動的でわくわくするような学びが生じるせつかつく機会を活かさずにいる。

一多くの学校で、子どもたちが屋内で過ごす時間が増え、自然とのふれあいが減りつつある。

一より学術的とみなされる教科に重点を置くために、学校で文化的・芸術的な活動に取り組む機会や芸術教育の専門家の雇用を削減しつつある国もある。

一学校でできる遊びを制限することで、子どもたちの創造性、探究心、社会的な発達の機会を損なっている。

42. 自由度のないプログラム化されたスケジュール：多くの子どもたちが、大人によって決められた活動をさせられ、第 31 条の権利に気がつく力を制限されています。自分でやりたいと思っける活動の時間がほとんどあるいは全くなくなってしまふような、たとえば、強制的にさせられるスポーツ、障がい児のリハビリテーション、あるいは、特に女の子たちに課せられる家事などもそうです。政府による予算がつくのは、整えられた、競争的なレクリエーションであることが多く、時に子どもたちは、自分で選んだわけでもない青少年団体に参加するよう求められ、プレッシャーをかけられるのです。

子どもたちは大人によって決められたり管理されたりしない時間を持つ権利があり、またいかなる要求からも自由であるべき時間、基本的に自分でそうしたいと望まない限り何もしなくていいという時間を持つ権利があります。

実際、何も活動しないということが、創造性に対する刺激となりうるのです。近視眼的に、あらゆる子どもの余暇の時間をプログラム化された競争的な活動に向けることは、その後の子どもの身体的、感情的、認知的、社会的ウェルビーイングを、損なう可能性があるのです。

43. 養育プログラムにおける第 31 条の無視；多くの国で、乳幼児期のケアや発達に関する仕事はもっぱら単に子どもたちが生き延びればいいのかのようであり、子どもたちが豊かに育つための条件には注意が払われていません。プログラムはしばしば、栄養、免疫、就学前教育といったもののみ関心を向けられ、遊びやレクリエーションや文化や芸術は軽視されがちです。プログラムの担当者は、子どもの発達にとって必要なさまざまな側面を支援する適切なトレーニングを受けていません。

44. 子どもたちが文化や芸術に触れるための十分な投資がなされていないこと：

さまざまな要因によって、子どもたちはなかなか文化的、芸術的活動に触れることができません。たとえば、親のサポートがないこと、費用や交通手段がないこと、多くの展示会、演劇、イベントが大人の視点でなされること、提供される内容やデザインや場所や方法に子どもたちが魅力を感じられないことなどです。創造性を刺激する場をもっと設ける必要があります。芸術や文化施設の運営者は、施設が単なる物理的空間を超えて、自分たちのプログラムがどのようにして、彼らの担当地域のコミュニティにおける文化的生活を映し出し、それに対応することができるか、しっかりと見つけ、考えなければなりません。子どもたちの芸術への関わりは、もっと子ども主体のアプローチでなければならないし、そのアプローチは、子どもたちに創作を求め、作品を展示し、また、子どもたちが、展示の構成やプログラムにも参画するようなものである必要があります。子ども時代にこのように芸術に関わることで、その後の人生において、文化への関心を持ち続けることを可能にするのです。

45. 拡大しつつある電子メディアの役割：子どもたちは、今や世界のどの地域においても、さまざまなデジタルプラットフォームやメディアを介して、遊びやレクリエーションや文化活動や芸術活動に、消費者としてもクリエイターとしても、より多くの時間を費やすようになっています。それらは、テレビを見たり、メッセージを送ったり、SNSでやりとりしたり、ゲームをしたり、メールを送ったり、音楽を聴いたり創り出したり、ビデオや映画を見たり製作したり、新しい形の芸術を考案したり、画像を投稿したりするような活動です。ICTは子どもたちの日常生活の中心的な位置を占めるようになっています。今日、子どもたちはオフラインとオンラインの環境の境目を意識することもありません。これらのプラットフォームから得られるものは、教育的にも社会的にも文化的にも非常に大きいものです。締約国には、全ての子どもたちが等しくこれらの利益を享受する機会を持てるように、できる限りの方策を講じることが求められます。グローバル社会において、インターネットやソーシャルメディアへのアクセスは、第31条の権利の実現にとって不可欠なものなのです。

46. しかしながら、当委員会は、デジタル環境が、それに費やす時間の問題も含めて、子どもたちに危険と危害を与える可能性が大きいという報告が増えていることを、憂慮しています。たとえば、

- ・インターネットやソーシャルメディアにアクセスすることで、子どもたちがネット上のいじめやポルノグラフィや性犯罪にさらされています。適正なアクセス制限や効果的なモニタリングシステムのないネットカフェ、コンピュータークラブやゲームセンターなどを利用する子どもたちも多いのです。
- ・特に、暴力的なコンピューターゲームが男子の間で、はやり始めると、それをやめるのは難しいし、応答性が高く暴力をふるうことが得点化されるために、攻撃的な行動につながると考えられています。ゲームは繰り返され、好ましくない学びが強化され、他人の痛みや苦しみに対する感覚が鈍くなってしまうこともあり、他人に対して暴力的で傷つけるような態度をとってしまうようになります。オンラインゲームをする機会が増えていることもまた心配の種です。子どもたちはフィルターも保護もなく世界中のユーザーのネットワークにさらされてしまうのです。
- ・テレビを代表とする多くのメディアが、社会にあまねく存在する言語、文化的価値観、文化の多様性から生まれる創造性をうまくそこに反映できていません。単一的に文化を捉えてしまう視点は、全ての子どもたちが、文化活動が潜在的に持つ可能性から利益を得る機会を制限してしまうだけでなく、さらに主流でない文化は価値が低いという考え方を持たせてしまいます。テレビはまた、何世代にもわたって街路や遊び場で受け継がれてきた多くの幼年時代の遊び方や歌、言葉遊びなどが失われていく原因にもなっています。
- ・メディア依存が亢進することで、子どもたちの身体活動のレベルは下がり、望ましくない睡眠習慣、肥満その他の関連疾患の増加なども関連して生じると考えられます。

47. 遊びの市場化と商業化：当委員会が憂慮しているのは、多くの子ども家庭が、おもちゃやゲームのメーカーによって、規制を受けない商業化や市場化の波にさらされているということです。親は自分の子どもの発達を脅かしかねない商品や、創造的な遊びとは対極にあるような商品の購入を次々と迫られています。それらの商品とはつまり、想像力が入り込むすきのないお定まりのキャラクターや決まりきった筋書きのテレビ番組を見るように仕向ける製品、子どもをぼーっと受け身にしてしまうマイクロチップ付きのおもちゃ、あらかじめ決められたパターンの活動をさせるだけのキット、ステレオタイプな伝統的性別役割を示すおもちゃや早くから女の子に性的魅力が必要と思わせてしまうようなおもちゃ、危険な部品や化学薬品を含むおもちゃ、あるいはリアルな戦争まがいのおもちゃやゲームなどです。グローバル市場の展開は、それぞれのコミュニティにおける伝統に基づいた文化的な生活や芸術を志向する生活における子どもたちの生の弱体化に、さらに一役買っているのです。

I 総論—今ある「子どもの貧困」とは何か

貧困と幸せを考える



たけだのぶこ
武蔵大学人文学部 教授 武田信子

1. はじめに

世の中にはさまざまな不幸がある。人は、たまたま生まれ落ちた条件によっては、その不幸を背負って生きていかななくてはならない。子どもは誰も幸せに生まれ育ってほしいと人は願うけれど、それは実際にはかなわない夢である。さらに皮肉なことに、戦後の厳しい社会環境を乗り越えた人々が日本の経済成長を支えたように、虐待を受けてかろうじて育った子どもが、将来、虐待予防の旗手になることがあるように、不幸と言われる境遇に生まれついた子どもがその不幸を乗り越えようとするのが、社会を動かすエネルギーになることもある。

筆者は臨床心理士として、裕福な家庭の子どもたちが実は必ずしも幸せではないことを実感してきた。裕福であっても温かさがなく、金銭的にだけ満たされている家の子どもが死ぬほどに辛い思いをしている。また、この先進国と言われる日本の数知れないほどの不登校や引きこもりの子どもたち、いじめを受けている子どもたちのしんどさは、貧富に関係なくあまねく広がっている。大学教員としては、学業や生きることに意義を見出せずにいる学生たちをアジアの貧しい村にワークキャンプに送り出し、彼らが息を吹き返して歩み出す姿を見てきた。幼いころの苦労は買ってでもさせよというのはどういうことか。貧困家庭でも、懸命に働く親とともに一心同体となって家を支えてきた子どもは強く豊かな心

を持っている。そういう人の育ちの複雑さを考えたとき、我々の求める経済的豊かさはどこまで人にとって必要な豊かさであるのか、貧困の何が子どもを回復不能なまでに傷つけ、何が子どもを育てるのか、慎重に検討する必要があるだろう。それらを根本から考えることが、単純一律に金銭的支援をしようという発想を超えた、本当に今の子どもたちに必要な支援を拡げることになるのではないだろうか。

私たちは、子どもたちに最低限度どのような環境が必要なのか、改めて考えなくてはならない。貧困の苦しみとそこから抜け出すことの困難さを痛みとして感じ、対策を立てつつ、貧困が子どもたちにもたらすもののさまざまな意味を考え、本質的な意味で子どもたちの育ちに必要な条件を考えなくてはならない。貧しいということは子どもを不幸にする条件を多く生み出すが、その条件を上書きして深みのある人生に向かわせる条件は何なのだろう。貧しい中でどのような体験をすれば、子どもはレジリエンスを身につけて育つことができるのか。逆にどのような体験をすると、立ち上がる気力をなくし、あるいは社会を恨み人を傷つけるような不満分子となり、反社会的行動をとるようになるのか。子どもたちのどのような不安を取り去り、どのような危険を与えないことが必要なのか。本稿では、これらについていくつかの観点から議論し、問題提起していきたい。

最初に、幼少期から学童前期の子どもの発達を支

えることは何か、貧困家庭に育つという条件が発達をどのように脅かすのか、それに対して我々がどのような発想で対応すればよいかについて記述する。

次に、そうして発達していく貧困層の子どもたちに、就学前後から先に予測される傷つき体験を記述し、それらに対して我々がどのような予防ができるのか、回避と対応の方策を記述する。

さらに、学校教育を経て就業に至るまでの間の課題と展望について記述し、最後に、全体を通して、貧困という環境を不幸につなげないために、周囲の大人や社会が考えるべきことをまとめたい。

2. 子どもの発達を支えるもの

最初に、幼少期の子どもの発達を支えるために必要なことを挙げ、貧困はそれをどのように脅かすのか、それに対してどのような発想で対応すればよいか順に考えていく。

1) 自分が生まれてきたことを、条件づけなしに祝福されること。

子育てにお金がかかる社会では、子どもが生まれることそのものが、貧困家庭にとって負担であり、忌避すべきこととなる。少子化の中で、一人一人にお金をかけて育てることがあたりまえになっているため、よりその負担感は大きい。さまざまな社会保障、給付金が工夫されているが、必要な親がその情報を事前に正確に得られていないこともある。あるいは、その仕組み自体が未整備で使えない場合もある。虐待にもつながるリスクがここにある。

生まれてくる命をどう救い祝福するかは、日本社会の懐の深さが問われる問題、つまり、いかなる命であっても社会の宝として育てるという覚悟が問われる問題である。病院出産、里帰り出産、養子縁組、乳児院への措置など、どのような形であっても、あそこに赤ちゃんが来たよ、ということを祝福できる地域社会、人間関係が必要だし、胎児期も含め、最初期の親子関係を皆が支援する地縁がほしい。

また、子育てにかかるお金にしても、おむつを川で洗濯していた時代に戻ることはないにせよ、便利さを標榜してむしろ発達を阻害するようなグッズに出費が必要な現在の状況を顧みることが必要だろうし、将来、社会を支える子どもたちに社会がどのように投資するか、という視点で考えれば、発達の基礎ができる最初期に公的な投資をしておくことが、個々の家庭に任せて少子化を招いたり、反社会的な、あるいは発達に課題を有する人を増やしたりする結果を招くより経済効率的によいことは自明であろう。

2) 周囲の人と温かいかわりの中で生きられること。

ぎりぎりのところで生きている親には、温かい家庭の雰囲気を保つ余裕は持てない。親に余裕がなければ、子どもは不安定になり、親子関係に悪循環が生じる。各家庭が少数の家族のみに閉じ、助けを求められない断絶した社会においては、貧困は、人の心身、ひいては命にかかわる問題となる。

しかし、家庭の単位が小さくなく、多くの人たちのいるところで育てば、親個人の不安定さや不在は直接的に子どもに問題として降りかからない。貧困家庭が社会から切り離されないようにすること、家庭が子どもを養育できない状況、つまり養育の第一義的責任を負えない状況であれば、それを国家、地方自治体、そして、地域社会の人々が責任を持って補うことが必要である。

発展途上国のコミュニティなどでは、貧しさの中でも子育てができる互助の関係が成立している。コミュニティペアレントの発想である。子どもたちはすべてのコミュニティ成員によって育てられ、親子関係は必ずしも責任関係とならない。親が子育てを担えない場合には、親の自立を促す以前に、コミュニティが子どもを育てるイメージで子育てをとらえ、貧困による緊張を一家族の抱える問題としないで、温かなコミュニティに子どもが所属できるようにするというあり方が求められるだろう。社会から

孤立している親の子どもこそ、社会が受け入れなければならない。

3) 日常の何気ないが豊かな生活体験や生活に根差した文化体験を持つこと。

家事、育児などの手伝いは、子どもの判断力、段取りをつける力、タイムマネジメント、責任感などをはじめとして、脳を育て生活体験を増やすよい機会であるが、現在の貧困層の子どもたちは、もし家事、育児を担わされるとしても、インスタント食品をレンジで温めるというような単純化されたものであり、良い塩梅を身につけるといった高度な技能を得ることが困難である。また、誰か年長者が家にいてさまざまなことを語るのを聞く、するのを見るということもモデリングに有効だが、単身家庭の親が長時間労働に携わっていると、そのような機会がほとんど持てない。子の言語能力は、親のことばかけの量や質によるという研究結果(Weisleder & Fernald, 2013)¹⁾があるように、日々の生活は就学前の脳の発達に深く関係している。短絡的でなく深く思考する力は、彼らに語りかける大人によって育まれるし、手先の器用さも忍耐強く物事に取り組む力も、大人の姿を見ることによって学ばれる。しかし、貧困家庭で育つ子どもには、これらの働きかけが不足する。経済的貧困は体験の貧困をもたらす可能性が高い。

もし貧困家庭に育つ彼らに、より適切な生活体験や文化体験を与えることができれば、それは家族以外の周囲の大人たちであろう。近所の家、友達の家にあげてもらって、新聞や本を読む大人を見たり、寝食を共にしてマナーを覚える機会を得たり、近隣で真摯に働く大人の姿を見ていたりすることが、彼らにとって社会を知り、生活体験、文化体験を知ることになるだろう。もちろん、旅行やキャンプ、観劇などの特別な体験が与えられるのであれば、それは幸いなことである。家族の金銭的貧困が、子

どもの享受する文化の貧困につながらないようにすること、それは社会の責任であろう。

4) 自分が成長している、成長できるという実感があること。

赤ちゃんは、ほう姿勢から立つ姿勢に移行すると視界が変わる。この自分の成長に意味を見出し、赤ちゃんはさらに歩いてより多くのものを自分で見分しようとする。あるいは、大人の従う社会のルールがわかり大人の期待に応えられたとき、彼らは自分を誇りに思う。このように子どもは日々発達の喜びを感じながら生きているが、それは発達を承認し見守ってくれる大人によって強化される。

ところが、貧困世帯の親は、自分自身が否定的な言葉かけで育ってきてそのことを自覚していない可能性が高い。子どもの発達に何が必要であるか知らない場合や親が自らを否定する言動に慣れているような場合、子どもの発達は肯定的に認められない。

しかし、もしたとえ貧困の状態であったとしても、親をはじめとしてそういう承認、強化を与えてくれる身近な人がいれば、貧困は必ずしも不幸にはつながらない。貧しさを笑い飛ばし、人の助けを得、工夫を凝らして子どもの成長を喜ぶ明るい生活の中では、子どもはそれなりに幸せに生きることができるのである。子を育てる大人の余裕をどう作っていくか。それは親本人の資質や努力もあるがまた、その大人を支える周辺環境の問題でもある。子どもたちの成長発達を見守り強化するのは、それができる彼らの周囲の大人なのである。

5) 自律の感覚、つまり、自分の人生の主人公として責任を持つことができること。

発達の過程で、子どもは自分の行動を選択することを覚えていく。しかしその選択肢が極端に制限されている場合、子どもは自律の感覚を獲得することができない。貧困家庭においては、親の不規則な生

活や理不尽な指示などに沿って生活せざるを得なかったり、突然の決定に翻弄されたりすることが起きがちである。成長に伴って自律の力をつけ、徐々に責任を持つべき範囲が広がるはずのところ、むしろ制限を感じる体験を積み重ねていくうちに、子どもたちは学習性無力感を得てしまう。自己肯定感や自己効力感も育たないのである。さらに追い打ちをかけるように、学校教育の中で「ついていけない」体験を積み重ねてしまい、どうでもいい、関係ないという投げやりでふてくされた態度を見せるようになる。それは学校教員からすると性格であるかのように見え、叱責の対象となってさらにその傾向が増幅する、といった悪循環を生むだろう。

幼少期から彼らの得意なところを伸ばし、自信が持てるような機会を提供し、その成果を認めるような働きかけを意図的にすることが必要だろう。社会の理不尽さをなくすことは困難であるが、それを超える自己効力感や具体的な力を、部分的にでも持てるようにしていくことが有効に働くに違いない。

6) 自分の力を試す場があり、かつ失敗してもやり直せる機会があること。

この機会を持つことが最も容易なのは、大人の管理を離れた自由な遊びの世界である。遊びの世界では、繰り返し試行錯誤しながら、自分の力をつけていくことができる。脳の発達が最も盛んな乳幼児期にどれほど自由に遊ぶ時間、空間、仲間を与えられるかは、子どものその後の学習能力に影響を与える。しかし、貧困層の子どもたちは豊かな遊びの世界を持つことが難しい。一日中つけっぱなしのテレビを見ていたり、貧困であってもゲーム機だけはどこかから手に入れることのできる昨今の社会の中で、ずっと他者によってプログラミングされたゲームをしていたりする。しかし、それらの受動的な遊びを外部から適切にコントロールする大人はおらず、公園に連れ出してもらったり、遠出をしたりするような機会も

ない。かつての貧困層の子どもたちは、外で工夫して遊ぶということが可能であったが、今の貧困層の子どもたちは、そのような遊びを通して脳の発達を促すことができない状況に置かれているのである。

またさらに問題となるのは、彼らの支援において、しばしば学習が生活や遊びに優先されることである。教科学習は、生活の中の家事手伝いや遊びを通して学んだ文化の上にこそ成り立つが、その文化的基盤のない中で、生活のリアリティのない、学ぶことに意味の見出せない勉強が強制されると、それは無駄なばかりか、その結果達成されないことへの傷つき、自己否定を誘発しかねない。

児童館や冒険遊び場は、そういう子どもたちに対して、自由な遊びを支える場となるだろう。そこには子どもの発達プロセスを知るプレイワーカーや世話役の人たちがいるとよい。彼らの育ちのプロセスを見守り、家庭での傷つき、哀しみを癒し、怒りを認め、行動化する彼らを適切に叱り、受け止めるような第三者の大人がいることで、彼らが自暴自棄になる危険も回避することができる。このような場を、ぜひ公的に保障してほしいものである。

3. 貧困層の子どもに予測される傷つき体験のリスク

さて、貧困状態であるということは、子どもたちが傷つけられるリスクが高いことを意味する。そこで前項に引き続き、貧困層の子どもたちが就学前後からしばしば受ける、トラウマとなりやすい体験を挙げ、それらの予防、回避と対策について考えたい。

1) 比較してさげすまれたり、みじめな思いをさせられたりすること。

子どもたちが社会の標準を学ぶのは周囲の言動からである。比較の対象がなければ、彼らは自分の置かれた環境が貧しいものであると気づくことはない。しかしある時、大人の言動や、大人の価値観を受けた子どもの言動から、あるいはメディアの流す情報から、自分たちの置かれた境遇に否応なく気が

つかされる。しかも、それがさげすみによるものであるとき、彼らの傷つきは大きい。自分の埒外で何かが起きていて、自分の心構えや努力ではどうしようもなく届かない世界を知るのである。

この体験は不可避である。しかしそれに気づいたときに、一言誰かがそれが彼らのせいではないことを指摘し、彼らの価値と尊厳を守り、彼らを励まし、安請け合いではない希望と可能性が彼らの未知の世界にあることを告げることが必要である。そして同時に、彼らをさげすんだりみじめな思いをさせたりした人たちに、彼を取り巻く状況を理解させ、継続的にそのようなことが起きない対処が求められる。このためには、社会的弱者に対する理解が社会に広がるような教育が必要であり、人権に対するセンシティブな感性を人々が持つようにする地道で確実な試みが求められるだろう。

2) かわいそうな子どもと扱われて、自尊心を傷つけられること。

時に人は、自分よりも弱い立場にある存在に対し、上から目線になったり自分が支援者になって守ってあげようとしたりする尊大な心を持つ。これはその対象者からすればとんでもなく屈辱的なことである。人には自尊心があることを忘れてはならない。貧困層の子どもたちをかわいそうと思い、施しの対象とすることは戒められなければならない。もし支援するのであるならば、彼らが自分自身の力でその境遇を乗り越えられるようになるための支援が望まれる。当事者の考え方や意見を尊重しアドボケイトしつつ、その意をかなえる場やシステムを作り、彼ら自身が自分の境遇を変えていくための補佐的な役割を果たすことが、支援者にできることであろう²⁾。そういう意味では、子どもに接する職業の専門家は、子どもの参画の促し方について学ぶ必要があるだろう³⁾。

3) 身近な人から裏切られること。

親がたとえ精一杯に生きていても限界が来る場合がある。子どもの信頼にこたえてもこたえられない状況に対して、親も余裕が持たずに、あるいは共感の力が足りないために、子どもに説明なく動いてしまう。あるいは親が苦しさから刹那的な享楽を求めたり、子を見捨てる行為に走ったりする。それらは子どもの側からすれば裏切りであるが、子どもは親に頼って生きざるを得ず、また、親を信じたい気持ちでかろうじて関係をつなぐかもしれない。しかし、このような場合、その場はしのげたとしても、時間の経過とともに親子関係は崩れていく。

この状況を防ぐためには、親の周囲に子どもの気持ちの代弁をする人がいること、子どもの周囲に親の立場を適切に代弁・解説することのできる人がいること、あるいは、親子のやりきれなさにとことんつきあえる人が必要である。それがプロフェッショナルなカウンセラー、ソーシャルワーカー、アドボケート、オンブズマンのいずれであれ、優しい隣人であれ、親子の関係を調整する第三者が必要な時にそこに現れることが求められるだろう。そしてもしプロフェッショナルな人であるならば、その支援は無償提供されるべきである。

4) 過度な要求をされること。

ある年齢で当然求められることが、彼らにはできない場合がある。しかし近年の貧困は可視化されないことも多く、一見普通の子どもの見える彼らは、特別な配慮を受けることができない。教室では同じ進度で学習が進み、同じように行動することが求められるが、そもそも彼らには先生の言葉がわからないことも少なくない。わからないと文句を言ってもそれが考慮されることは少ないだろう。常に自分の実力以上のことを要求され、彼らは他の子どものノートを盗み見て、はぐらかし、ごまかし、やり過ごすしかないが、それが無用になる日はあつという間に来る。

大人は、子どもの学力や生活力が低いことを子ども本人の資質とみる以前に、何らかの養育環境の影響であると疑ってみる必要があるだろう。そして、現在の力に対して、彼らに求められていることが理不尽な要求ではないかまず自らを振り返り、彼らの力を査定して、それにふさわしい課題を与え、対応をしていかななくてはならない。とりわけ保育者、教育者のような集団対応をする立場の専門家は、これらの発達上の課題についてよく学び、彼らにスモールステップの個別対応を用意する必要があることを理解していなければならない。

5) 自分の存在が家庭や社会の中でネガティブなものであると思わされること。

学力も生活力もなく、気働きを学習しておらず、粗暴であるような子どもは、自分の存在によって、自分の所属する集団に「厄介が増えた」というメッセージが日々の生活の中で伝えられる可能性がある。現代の生活や心の余裕のなさがそれを増幅する。自己の存在に対して無条件の肯定的関心を与えられたとき、人は安心して生きることができ、実力を発揮できるようになるが、彼らにはその機会が乏しいばかりか、その存在を繰り返し否定されるのである。

そのような彼らには、成長する時間を与えて待つことができる場が必要である。また、彼らを理解する大人を計画的に増やす必要がある。貧困家庭の子どもたちの再生産をとどめるためには、彼らの集まる場が、反社会的集団の居場所ではなく、公的な場であるようにすることが必要だろう。家庭に居場所がない子どもたちにこそ、コンビニエンスストアやゲームセンターではなく非行少年や暴力団のたまり場でもなく、正當に彼らが過ごせる公共施設が必要である。それは彼らを痛めつけてきた「教育」の場ではなく、彼らの真のニーズに基づくものである必要がある。そこで顔見知りのユースワーカーやプレイワーカー、チャイルドファミリーワーカーなどが活

動していればいいし、彼らの活動に必要なものが備え付けられているといい。彼らを社会の発展に対して潜在的な力を持つ人たちとみて、そのストレングスを育て活かす発想と力が大人側に必要なのである。

4. 学校教育を経て就業に至るまでの間の課題と展望

さて、さらに今度は、学校教育から就業に至るまでの課題と展望である。この間の支援は、貧困対策支援法にあるように学習支援が中心となっている。

貧困から抜け出し自由を獲得するために教育が必要である、ということは真である。しかしその場合の教育とはどんな教育だろうか。彼らが将来食べていけるようにするためにはどのような教育が必要なのか。それは受験に対応する技術なのか。実は今、日本で大卒で就職した場合、生涯年収積算が高卒に追いつくまでに25年かかるという試算がある(百合田、2015)⁴⁾。それでもなお、大学入学が生活の安定に意味を持つと多くの国民が信じており、そこに向けて生活に結びつかない受験勉強を続けている若者たちの中に貧困層の若者たちを送りこむことに、実際のところどれだけの意義があるのだろうか。

また、子どものウェルビーイングが世界一⁵⁾といわれるオランダにおいて、小学生は塾に通わずとも日本と同じような学力を獲得している⁶⁾。塾で放課後まで勉強させることが子どもたちにとって本当に必要なことなのか。公的教育機関のみで子どもたちが学力をつけられない現状を変えることの方が先ではないか。あるいはまた、オランダでは学習についていかなければ留年するのは普通に見られることで、皆と一緒に進学してわからないままになるよりも、勉強がわかる状態で学校に通うことの方が意味があると皆考えているから、留年は恥ずべきことととらえられない。こうして一から考えてみると、「塾に行くための経済的支援」よりもむしろ「学校教育の中でのフォロー」の方が重要と考えられるし、置いてきぼりの疎外感を味わわせない「学習に対する価値観」を住

民が持つことの方がさらに大事なのである。

さらにさかのほれば、これまで見てきたように、貧困層の子どもたちの最大の問題は生活力の不足や人間関係の傷つきである。それらによって学習から阻害されている状況において、たとえ本人が「みんなと一緒に勉強ができるようになりたい」と希望していたとしても、「中卒で終わらせないような受験指導」が必要だとしても、その基盤を作らずに年齢相応の「個別指導の家庭教師」をつけたところで、付け焼刃となってしまふ。受験には合格するかもしれないが、その子どもがこれからの厳しい社会で生きていくための根本的な力をつけることを意識した指導でない限り、効果が一時的で終わってしまうし、またさらに子どもたちを追い立て、不足を自覚させ、競争の中で苦しめる結果にならないとも限らない。また、人間関係の課題を抱えた子どもたちには、それぞれの課題に対し適切なフォローをしながら、それぞれの身につけている関係形成の力に合わせた指導が必要になってくる。

したがって、彼らに対しては、職業に就くということ、食べていくということ、家庭を持つということはどういうことか、それと勉強や受験と就職の関係、進学する場合としない場合の違い、専門学校で技術を身につけることと学問を身につけることの違いなどをエビデンスを基に実感させ、独り立ちするまでにどのような力をつけておくかをしっかり相談して、貧困の再生産が起きないような手立てを打つことが必要である。皆平等に進学、という目標を立て、結局気づいたら退学ということでは意味がない。進学先の先生とも情報交換しつつ、彼らをどう育てていくか考えることも「学習支援」の中には含まれる必要があるだろう。支援のスタッフにはそのような状況をしっかりと伝え、何のために学習支援するのか、を考えさせていかなければ、単に「勉強を頑張れ」「競争社会に打ち勝て」という叱咤激励をし、子どもがそれに応えようと無理をするという図式に

なりかねないことに十分な留意が必要だろう。

5. 貧困という環境を不幸につなげないために、周囲の大人や社会が考えるべきこと

～子どもに本当に必要なサービスと豊かさについて

ここまで見てきたように、貧困と不幸の間には多数の変数がある。たとえば、貧困を解消するために経済的支援や学習支援をしたとしても、その変数を変えていかない限り、子どもたちの不幸は解消されない。子どもの貧困の解決には、社会システムの変革が必要である。単親家庭への支援、障害や困難を抱えた親への支援、マイノリティへの支援は喫緊の課題である。しかし、ブータンの幸福度が、経済的な豊かさによってもたらされているのではないことを我々は知っている。ただ、私たちは自分がすでに享受してしまった経済的豊かさを捨てることができず、その基準で物事を考え、そこから離れることが不幸をもたらすと信じこんで動けなくなっているのだ。

貧困の中でも、自分はこの社会から見捨てられているわけではない祝福された存在である、自分には未来があり希望がある、と思うには、日常生活の中で何が必要だろうか。

よい支援をしている人たちが、子どもの頃のエピソードとしてしばしば語るのは、幼い頃、自分の家に来た「乞食」「おもらいさん」「おごぜさん」たちに、食べ物や寝床を与え、温かく手を差し伸べていた大人の記憶である。あるいは、自分が困難な際に誰かに支えてもらえた記憶である。そういった記憶が、彼らを本当に必要な支援に向かわせる。

学習支援はそれが「受験戦争に打ち勝ち、就職できる力をつけるために」という目的よりも、家庭でのケアが不十分なために学校教育で見捨てられがち子どもたちが、誰かに丁寧にフォローを受けるという事象であるからこそ、子どもたちの支えになる。子ども食堂のような生活支援も、子どもたちの食生活を支えると同時に、温かい人間関係と居場所を提

供するから意味があるのである。お金を与えてコンビニで何か買ってきなさいという支援と異なるのは、そこに継続的な人の輪があることだろう。

たまたま自分の生まれ落ちた環境は、不幸にも衣食住にすら事欠く状況で、両親も世間でいうようなケアをしてくれる条件にないが、そのような不安定な場に生まれてきた自分にもかかわらず、社会には見守ってくれている人たちがいて、自分はここに生きていてもいいのだ、という確信を持てること。不安を打ち消してくれるほどの温かな感情が生起する場があること。悲しいとき辛いときにわかってくれる人がそばにいること。そのような体験が持てた子どもたちは、たとえ一時的に自分の境遇や社会を恨むことがあったとしても、のちの社会で自分が安定した生活を得られたとき、人を助ける人になるだろう。

貧困の支援をする際に最も重要なのはこういった「レジリエンス」の視点である。得てして支援者は、現実の矛盾した社会を肯定したまま、貧困状態の子どもたちを他の子どもたちと同じような環境に置いてあげないと比較されてかわいそうだ、同じであることが大切であるというふうに思考する。支援される側も経済的支援が必要だと訴えるから、政治は現金給付を提供するという方向に流れがちである。

しかし、貧しい生活をしていても目がキラキラと希望に輝いている子どもたちと、豊かな生活をしていてもうつろな目をした子どもたちがいる。子どもの目の輝きは、経済的豊かさではないものに大きく左右されるのである。これを理解することの困難さは、日本に住む者の価値観がすでに経済的豊かさを基準にしていることに起因するだろう。

今、根本的に必要なのは、どんな子どもでも、自然に生活体験を重ねる中で心身を育て、感情や思考や行動や言語を身につけ、たとえ苦難があったとしても幸せをつかむことができるような条件を整えていくことである。それは政治の仕組みや法律の整備、行政の対応とともに、その時、そこにいる周囲の人

ができることをする、その積み重ねによって達成される。貧困対策はその基本をよく考慮して行われなければならない。

文献・注

- 1) Adriana Weisleder & Anne Fernald, "Talking to Children Matters: Early Language Experience Strengthens Processing and Builds Vocabulary" *Psychological Science* September 10, 2013
 - 2) The Office of the Provincial Advocate for Children and Youth の実践は参考になる。
 - 3) 奥田陸子監修「ヒア・バイ・ライト(子どもの意見を聴く)の理念と手法」萌文社、2009
 - 4) 百合田真樹人氏による試算
<https://www.facebook.com/photo.php?fbid=725728134206815&set=pcb.725731607539801&type=1&theater> 2015 (2015.7.12.確認)
 - 5) UNICEF Office of Research, Innocenti Report Card 11 "Child well-being in rich countries: A comparative overview" 2013
http://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc11.pdf (2015.7.12.確認)
 - 6) 「OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)」の2000年～2012年の5回の結果において、日本とオランダは順位が上下しているが、オランダには日本のような学習塾はない。
- 付記) 社会関係資本のような社会学の概念や下記のような発達研究も参考にされたい。
- Siraj-Blatchford, Mayo, Melhuish, et.al., "Performing against the odds: developmental trajectories of children in the EPPSE 3-16 study", Research Report DFE-RR128
 - 上田礼子「子どもの発達と地域環境：発達生態学的アプローチ」*発達心理学研究* 23(4)、428-438、2012
一般社団法人日本発達心理学会

キーワード：レジリエンス (resilience)

レジリエンスとは「個人、家族、コミュニティ、国家や地域が、ストレスやショックに立ち向かい、順応し、迅速に回復する能力」であり、「その概念は2つの局面からなる。すなわち、個人、家族、コミュニティ、あるいはより大きな組織構造において、その存在の持つ固有の強みがストレスやショックに対してよりうまく抵抗するという局面と、その能力がそれらの強い衝撃からの急速な復元を可能にするという局面である」(EC 2012 武田訳)。個人のレジリエンスは社会環境によって高められるため、社会環境の整備が当然必要である。が、それは貧困の場合、金銭的不足の状態が解消されれば済むというほど単純な問題ではない。貧困等によって生じるさまざまな子どもの発達の阻害要因を分析、解消し、レジリエンスを高めなければならない。

European Commission Press Release, "EU puts resilience at the heart of its work on fighting hunger and poverty." Brussels, 3 October 2012
(http://europa.eu/rapid/press-release_jp-12-1052_en.htm?locale=en 2015.7.12.確認)

遊びの剥奪-事実と解釈

PLAY WALES Copyright PLAY EDUCATION, 2003.

<http://www.playwales.org.uk/login/uploaded/documents/INFORMATION%20SHEETS/play%20deprivation.pdf>

浅沼輝・武田信子 共訳

本論考は、プレイワークの実践者や資金等の提供者、議員、保護者たち、そして子どもたちの遊ぶ機会に影響する仕事をしているすべての人たちのために情報を集めて作成されたものである。

ここで追及される問いは「もし遊ぶことが人間にとって重要であるとするなら、子どもたちに遊ぶ機会がなかったり遊びを奪われてしまったりしたら何が起ころのだろうか」ということである。

遊びは人間にとって重要か

遊びが、人間の個人の成長と種としての生存の両方にとって不可欠であるということを文献はますます論証している。長い間、遊びは、コミュニケーション能力や社会的スキル、美的感覚、創造性、問題解決能力の構築に重要な役割を果たすものであると知られてきた。

そして今、学者たちがさらに着目しているのは、生態学的変化や他の条件変化が起きる場合に種の生存に必要な、フレキシブルで誰にでもできる行動の発達において、遊びの果たす役割である。

一方、研究がまた示していることは、遊びが、脳や筋繊維の発達、振り返って考えるための思考やその能力の生成と発展、認知の仕組みの創出の際の重要な要因であるということである。遊びは、共感性や社会的利他主義を発達させ、また屈辱や無力感といったストレスに対処し日々の社会的相互作用における困難を受け流すための社会的行動のレパートリーを持つために必要不可欠である。理論家の中には、遊びが現在見られるような複雑な形態に進化したのはまた、人間が絶滅の危機に脅かされるような状況に対処し適合できるように進化するためだったのかもしれないと指摘する者もいる。

遊びの剥奪とは？

「遊びの剥奪」とは、遊ばないことが、発達の不可欠だとみなされている子どもの経験を奪い、生物学的にも社会的にも発達不能という結果をもたらすことになる可能性を持つ、という考え方に与えられた言辞である。

遊びの剥奪の事実があるということや、それが有害であるという証拠にはどのようなものがあるか。

遊ばないことがどのように影響を及ぼすかというヒトに関するデータは非常に少ないが、研究結果は確かに存在し、それらは憂慮に値する要因を提示している。

研究分野は主に5つあり、それらは以下のように説明できる。

1. もし通常の遊びの経験が子ども時代に欠けていると、その子どもは、デモグラフィック（人口統計学的属性）のいかに問わず、より高い確率で非常に暴力的になったり、反社会的になったりする。
2. もし子どもたちが屋内に閉じ込められ、外遊びを許されなかったら、彼らは遊びの剥奪を経験することになり、攻撃性、押さえられた情緒、社会的スキルなどに始まり、増大する肥満のリスクに至るまで、さまざまな明白な症候を示すようになる。
3. 子どもたちが慢性的に遊びを奪われ、人生の一側面として、ほぼ感覚遮断されたような状態を継続していると、うつや引きこもりから脳におけるすべての電氣的活動の段階的喪失に至るまで、さまざまな症候に見舞われることになる。

他の要因、つまり、人との接触の欠如や他の感覚遮断などが、疑いなく、子どもたちが被害を受ける条件を生み出す主要な要因となっている一方で、上記の(3)に既述したような、誕生から7歳までの間の神経学的な成長のための感受期として知られる期間に遊ぶことができなかったという事実も

また、そのような害を被る大きな要因となる。

4. 他の研究では、遊びは脳の発達に不可欠だと述べられている。あるいは、遊びの剥奪は脳の成長に悪影響を与えると述べられている。

ある研究では、遊びは単に脳の発達する感受期に有効に働くというものというよりむしろ、遊んでいるときこそが感受期だという。言い換えれば、脳が発達するのは子どもが遊んでいる時だけということである。さらに別の表現に置き換えると、もし子どもが遊ばなければ、脳は発達しないだろうということである。これは本来、取り返しのつかない不幸を含意するような結論であるが、同じ研究がまた、遊びを脳の構造の調整因子であるともいっている。これはどういうことかというと、遊びは、一般的に脳のサイズを増大させる効果を持っている上に、例えば小脳のような特別な脳の部位の実際の構造を発達させるためにも役立っているということである。

反対に、もし子どもたちが遊びの剥奪による影響を受けるとしたら、子どもたちは脳の大きさが平均より小さくなるだけでなく、脳の特定の部分が奇形になるだろうというのである。

別のアメリカの研究も同様に、ルーマニアの孤児における遊びの剥奪の破壊的な影響について報告した。影響を与えられた子どもたちの脳のサイズが減少しているというのである。

さらに、他の種の遊びの剥奪に関する研究は、剥奪の影響がやはり子にとって強力であったと確認している。

5. 他の種が遊びを剥奪された時、彼らは非常に攻撃的で奇妙な振る舞いを見せ、その種において許容されている行動プロトコルから完全に離れてしまうのである。

遊びの剥奪はなぜそれほどまでに人を傷つけるのか。

我々は、なぜ遊びの剥奪が人間の子どもたちにそれほどまでに致命的なインパクトを持つのかということについて推測でしか語れない。しかし文献によれば、誕生から 7-8 歳までが、人間の子どもの神経の成長と形成の感受期であると言われている。栄養やケアの質といった他の要因も明らかな影響を与えるが、この時期の大部分において、子どもたちの生活にとりわけ明白な影響を与えるのは、彼らがどのように、そしてどこで遊ぶかである。エーデルマンはこの感受期の中に、体験が子どもたちに、彼の言うところの「皮質地図」を作る、と言っている。この地図は子どもたちが、世界との情緒的な関係性を発達させ、次第に現実を意識することを可能にするものである。また、ヴィゴツキーは、遊びを「意味が生み出されるまさにそのプロセス」と考えていた。

通常、子どもたちが遊ぶ時期である感受期に遊びの剥奪が起きると、その結果は、慢性的な感性的交流の欠如となってしまう、遊びの剥奪は、脳の発達の阻害（シナプスの削除）という結果を生んでしまうだろう。それは、脳の活性化領域に奇形部分をもたらすことであり、神経科学的なレベルをコントロールする中枢の機能不全を引き起こすことである。

近年ますます遊びは、人間の子どもたちが外界を認識したり、その世界を切り抜いたり理解したりするスキルを発達させるための手段と言われるようになってきた。遊びに没頭することが出来ないとしたら、そうってしまった子どもたちには、行動の不安定さ、神経機能障害、不幸、精神的健康の欠如という結果がもたらされるのみである。

誰が最も遊びの剥奪の危険にさらされる状態にあるか。

貧しい食生活、抑圧や虐待、遊び場への適切なアクセスがないことなど、複雑に異なる要因が絡み合っていて、遊びの剥奪が生じる条件を生み出すので、子どもたちは一様に遊びの剥奪の危険にさらされているといえる。除外されるグループはない。しかし、低程度から中程度の遊びの剥奪が起こるリスクは、親や養育者が、学校に行く交通手段を与えることが出来たり、子どもたちを危険な道路や誘拐者や他の考えられうるハザードから遠ざけておくための課外活動を提供出来たり、子どもへの期待が高いゆえに、学校にいない時間や宿題がない時間を「有効に」使ってほしいと願ったりするときに最も高くなると言っていいだろう。またこれは、親や養育者が自分たちの負担を減らすためにテレビやコンピューターゲームを使うという場合にも起こりうることである。

このように、より貧しい環境におかれた子どもたちは、「ハザード」とよばれるようなより大きな危

険の中で過ごすかもしれないが、その一方で彼らは、他の子どもたちや動植物や環境との交流といった質の高い遊び体験への基本的要件を奪われる確率が少ないかもしれないといえる。しかし、より一般的に言えることは、どのような背景を持った子どもたちであったとしても、慢性的な暴力、いじめ、ネグレクトや虐待、家庭内捕虜の状態、戦争、組織的ネグレクトや物質的・文化的貧困にさらされている子どもたちがもっともひどいレベルの遊びの剥奪を受けており、それゆえに攻撃的になりやすく、社会規範から遠いところに置かれやすくなるということである。

遊びの剥奪の影響に立ち向かうためになされうることはいかか？

理想を言えば、子どもたちは、大人がいなくて、物理的に多様で挑戦しがいのある場所で遊んだり、動き回ったりできるべきである。これらの機会が存在しないところでは、遊びの提供の中でも特にスタッフを置いている冒険遊び場が、現代の風潮においては最も適切な対応と言えるだろう。

なぜか。他の人工的な遊び場は、遊び体験の幅の広さに比して、遊びの剥奪を避けるために必要な、非常に限られたアクセスを子どもたちに提供するのみであり、プレイワークの専門職の間では、冒険遊び場こそが、そこで遊ぶ子どもたちにとって最も包括的で本物の遊び体験が提供される場であると広く考えられている。冒険遊び場では環境そのものが常に継続的に変化するだけでなく、子どもたちもまたその動きを、遊びの発達上の役割を理解し、子どもたち自身が身近なところで主体的に冒険に挑み、多様性に関わっていけるように適切に促すことのできる、資格と経験を有する大人たちによって、モニターされているのである。

結論

疑いなく、遊びは子どもたちにとって非常に重要である。特に生まれてから 7～8 歳の間の感受期の遊びは大切である。遊びを剥奪された子どもたちは、身体的、精神的に決定的な後難を受けるということに微塵も疑いがない。破壊され続けて悪影響を甘受しなければならないという後難である。子どもたちは遊びを通じて多くの環境の変化に順応するだろう。それは例えば、コンピューターのおもちゃの激増といった変化である。そうして結果として新しいスキルを発展させるかもしれない。しかし遊びの剥奪というとき、それは、変化が問題であると言っているわけではなく、人間性の維持にとって欠かすことのできない感覚のインプットの欠如が問題であると言っているのである。

慢性的な遊びの剥奪は、その影響を受ける子どもたちが次第に人間性を失うという結果を生むかもしれない。そして世話をする、共感する、思いやる、他の子どもたちと同じ現実を分かち合うといった能力の低下を招く。入手できる証拠は、遊びを剥奪された子どもたちが、混乱を招き攻撃的にふるまう暴力的な大人になると、示唆している。

他の種における研究は、質の高い遊びを日頃から体験できるということが、遊びの剥奪の効果を相殺すると結論付けている。

遊びの場での危険管理：見解声明書

遊びの安全フォーラム

2002年8月

「私たちはこの〈遊びの場での危険管理〉は、子どもの遊びの場を議論する上で有効となる重要な文書であると考えます」 英国政府健康安全局

〈はじめに〉

〈遊びの安全フォーラム〉は、遊びの安全に関する全国の機関が集まり、「遊びの場での危険管理」を制作し、あらゆる遊びの場(たとえば、遊びのエリア、遊び場、冒険遊び場、児童館、休日の遊びのイベント)での活動を支援しています。この中には、行政、ボランティア団体、遊具製造者、検査機関なども含まれます。この声明書は、保育の場や学校、公共の広場など子どもが遊ぶほかの場面や環境にも適応するものです。また、遊びの場に関する保険や司法の業務に従事する人にも関係するものとなるでしょう。

声明書は、0歳から18歳までのすべての年齢の子どもに等しく関係するものです。ここでの「子ども」という言葉は、すべての年齢を含むものとします。この声明書は、事故を原因とした身体的なけがに焦点を当てています。その一方で、全体的なアプローチ、つまり危険とそこから得られる利益とのバランスが図られるべきであるという点は、子ども個人の安全の問題に関して活動する機関にも関係するものです。

この声明書は、ふたつの形態を取っています。要約の部分は、専門的な情報を必要としない人たちに向けて、分かりやすく全文の主要な点を示すことを目的としています。

〈要約〉

子どもは、遊びの中で危険に挑戦する必要があり、挑戦をしたいと考えています。遊びの場は、こうした必要性やねがいに応え、子どもが自ら探求し自らを育てることができるように、刺激があり、挑戦することのできる環境を提供することを目的とするものです。これを実現するためには、遊びの場は、危険のレベルを管理し、死亡事故や重度の傷害など許容できない危険に子どもがさらされないように考える必要があります。

〈いきさつ〉

子どもの遊びの場での安全がどのように考えられるかは、より大きな関心となっています。しかし、多くの遊びの場の提供者は訴訟になることを恐れて、他のより根源的な目的を代償にして、けがの可能性を最小限に抑えようとする傾向にあります。その影響として、子どもは健全な範囲での遊びの機会を失うことになり、楽しみを制限され、可能性として成長を害する結果を生み出しています。

しかしながら、この手法は、遊びの場での遊びは子どもにとって比較的危険度の低いということが明らかに証明されている点を見逃していると言えます。一年間に病院で治療を受ける子どもの事故は200万件になりますが、遊具を原因とするものは2%以下となっています。その一方で、子どもの成長に「よい」と広く考えられているサッカー

などのスポーツは、遊び場での遊びよりも多くのけがの危険性を含んでいます。遊び場での死亡事故は極度にまれで、平均的に3～4年に一件となります。これに比べ、たとえば500件以上になる子どもの全死亡事故のうち、100件以上が交通事故によるものです。

この事情を考慮した上で、子どもにとっての必要性を保障し、子どものねがいを認識した結果、遊びの安全フォーラムはこの声明を用意しました。

全文

<許容できる危険と許容できない危険>

人間の活動には、どのようなものでも危険の要素があります。その危険のレベルが受け入れ可能もしくは耐えうるものであるかを判断するためには、3つの要素が中心になると思われます。

- ・ けがにつながる可能性
- ・ けがの重さ
- ・ 活動から生まれる利益、報酬、成果

危険が受け入れられるものであるかどうかの判断は、危険の査定が基本となります。機械的なプロセスでは、危険を査定し、管理していくことはできません。危険の査定と管理のプロセスには、危険と利益のバランスを理解することで、受け入れ可能かどうかを判断することが絶対的に含まれてきます。命の危険が伴う、もしくは障害が残る危険があるときでも、この危険が時として許容される場合もあるのです。たとえば、海に泳ぎに行くという行為は、命の危険が避けられないものとして含まれます。けれども、この危険がほとんどの人にとって許容の範囲となるのは、ほとんどの場合、けがをする可能性が低く、そこから得られる利益が明らかにあるからです。社会的、心理学的要素も、危険の査定に重要な要素となります。また、ひとつのコミュニティで受け入れることができる危険が、必ずしも他のコミュニティで受け入れられるわけではありません。政策は、このことを考慮に入れなければなりません。

ほとんどの、どのような環境でも、危険もしくはけがをする要素を含んでいます。そして、多くの場合、危険は正当化されます。なぜならば、すべてを取り除くことは不可能であり、それを取り除くことで好ましくない結果につながったり、費用がかかったりすることも考えられるからです。その一方で、危険の存在が正当化される場合は、それに対応する手段が講じられているべきです。職場や遊び場のように危険がコントロールされている環境では、監督責任者は法律の求めにより、人々がさらされる危険を認識し、その判断が示されなければなりません。そして、監督責任者は、考える利益が図られると同時に、実践可能な限り危険に対応し、コントロールを確実にするための手段を講じなければなりません。

<子どもと危険>

すべての子どもは、危険に挑戦する必要があり、かつ挑戦したいと考えています。子どもはかなり小さいときから、また、遊び経験の最初期の段階から、自らの限界を探り、新しい経験を求め、能力を高めていきます。子どもは、けがの可能性もある挑戦へのつよい動機を持ち続けることで、歩くことを覚え、階段を登り、自転車に乗れるようになっていくのです。障害を持つ子どもであっても、それは同じです。障害を持つ子どもたちが危険に挑戦することをあまり望まないとするれば、それは障害のない同年齢の子どもと同じような選択の自由がないからでしょう。つまり、

危険のレベルを査定し、管理することは、子どもの遊びに関わる監督責任者の仕事です。それによって、子どもは受け入れ不可能な危険にさらされることなく、思い切り羽を伸ばし、実験をし、自らの力を伸ばしていくことができるような機会を与えられるのです。これは、子どもに対する大人のより広い社会的責任の一部でもあります。もし、子どもたちが危険に触れ、対応することができるように管理された機会を私たちが提供できなければ、子どもはこうしたスキルを学ぶ機会が否定されてしまいます。そして、子どもはより危険度の高い、管理されていない環境で遊ぶことも考えられます。

どのようなけがも、子どもや場を監督する人たちにとっては心が痛むものです。けれども、けがの危険にさらされること、そして、実際に小さなけがを体験することは、子ども期の普遍的な一部でもあります。そして、こうした経験は、子どもの発達にも積極的な意味を持ちます。子どもはけがを経験したり、目撃したりすることで、彼らは行動や選択の結果を直接の体験として得るのです。子どもは、こうした経験を通して、自分たちの能力について理解をしていきます。その一方で子どもは、大人よりも命に関わる危険や障害が残る危険から守られなければなりません。

子どもは、大人が見過ごしがちな部分でもありますが、より危険を査定し、危険を管理できるようになる力を含めて、幅広い身体能力を持っています。けれども、子どもは一般的に大人よりも出会う可能性のある幅広い危険を判断する経験は少ないものです。そのため、危険について学ぶことができるような、適切なコントロールされた環境が子どもには重要なのです。

<遊びの場と危険>

危険への挑戦は、遊びの場や子どもがふつうに遊ぶすべての環境では不可欠な要素です。遊びの場には、刺激や挑戦があり、管理された環境学習の場として、受け入れ可能な危険に子どもが出会うというねらいがあります。遊びの分野での出版物「ベスト・プレイ」では、遊びの場は「危険の提供と安全との間でバランスを取ることをねらう必要があると書かれています。安全管理のいくつかの原則は職場一般と遊びの場の双方に適用できるものではありますが、この二つの環境では安全と利益との間のバランスはちがうものとなります。ある程度の危険に触れることは、実際には子どもにとっての利益なのです。つまり、危険があることで、基本的な人間の必要は満たされ、危険に挑戦することの本当の結果について子どもが学ぶ機会が作られるのです。

そのため、遊びの場では、あざやかすり傷、突き指などの小さく、すぐに治るけがの危険に触れることは受け入れることができるのです。その一方で、遊びの場は障害や命の危険の可能性が高いものについては、子どもが触れるべきものではありません。しかしながら、遊びの場では重大なけがや死亡事故に至る可能性がかなり低い危険を避けることは難しいものです。けれども、次のような場合にかぎり、こうした危険も許容範囲となるでしょう。

- ・ 可能性が極端に低い
- ・ 危険が利用者に明らかになっている
- ・ 明らかに利益がある
- ・ 今以上に危険を取り除くと利益も減ってしまう
- ・ 危険に対応する現実的に実践可能な手段がない

たとえば、プールなどはたとえ浅かったとしても、かなり低い確率ですが(保護者が見ていたとしても)おぼれる危険

を完全に排除することはできません。けれども、こうした危険は、通常の許容範囲に入るでしょう。「可能性が一般的に極端に低く」、「危険がすでに明らかになっていること」、「子どもが楽しみ、水遊びの経験からの学びを得られることからくる利益」、そして「これ以上の危険の除去や対応が利益を奪うこと以外には実践不可能であること」です。

場の提供者は、こうした危険と利益のバランスを取らなければなりません。そして、このバランスは危険の査定が基本になっている必要があります。ここで非常に重要なことですが、この危険の査定は、場の提供者の方針に明記された目的と安全の確保の間で、危険と利益のバランスを取る作業が含まれている必要があります。子どもは危険に挑戦する欲求を持っているということを考えた場合、遊びの場が子どもにとって十分に挑戦できる場でなければ、子どもは管理されていない、もしくは遊びのためにデザインされていない環境で危険を探し出そうとする可能性があることを考慮しておく必要があります。もうひとつの要素として考慮する必要があるのは、子どもが環境的な危険にふれ、対応の仕方を学ばなければならないときになって初めて、学びは生まれるということです。遊びの場は、子どもが危険を学ぶためにデザインされた環境での学びの機会を提供する独特な場なのです。そうした場で、子どもはより広い世界で同じような危険に対応することができるようになっていきます。

<推奨される実践>

わかりやすくはっきりと書かれた方針とその方針を実践するための手順は、遊びの場での危険管理の実践のかぎとなります。方針は、全体の目的がはっきりと示されている必要があります。危険の査定を含む手順については、この方針をどのように実践するかを示す必要があり、そのためのガイドを示すだけでなく、安全とその他の達成目標とのバランスを設定する専門的な判断の必要性が認識されなければなりません。そのときの判断は、自然と明らかに多くの専門分野が関わるものとなります。たとえば、技術的な視点がある一方で、子どもの発達や遊びそのものの知識が同等もしくはより重要性を持つものとなるでしょう。推奨される実践について権威のある、適切なガイドは、「子どものあそび情報サービス」(下部参照)で入手することができます。

遊びの場での危険管理において価値あるアプローチのひとつは、危険を子どもにとってできるかぎり明らかにすることです。これは、子どもがすでに認識している危険(たとえば高さ)から生まれるけがの危険性がある場所や子どもが認識していない危険(たとえば遊具での頭部のはさみ込み)がある場合、その場所がデザインの中で考えられていないことを意味しています。これは、監督者のいない場所では特に必要な考え方となります。遊具と場全体のデザインは、危険へのバランスの取れたアプローチを達成する際に最も関係する作業となります。

<結論>

遊びの場での安全は、絶対というものはなく、それだけで考えられることはできません。遊びの場は、第一に、そして何にも優先して、子どものためにあるものです。もし、遊びの場が、子どもにとって活気に満ちて、魅力的なものでなければ、そこはどんなに「安全な」場であっても、遊びの場として機能しないと言えるでしょう。遊びの場をデザインする人、管理する人、提供する人は、ときには対立する到達点をすりあわせるために、歩み寄ることが必要となるでしょう。こうした歩み寄り、判断の問題であって、機械的な査定から生まれるものではありません。ここでの判断は、社会的な姿勢と、現時点での最良の実践から得られた幅広い専門的な意見の双方に基づくものでなければなりません。また、こうした判断は、子どもの楽しみと利益につながる目標に深く根ざしたものでなければなら

せん。そして、こうした判断は、親の心配を考慮に入れたものでなければなりません。最後に、こうした判断の基礎は、政策となる文書に書き込まれるなどして、遊びの提供者の政策として明記される必要があります。このように政策は、すべての主要な関係者に順次、理解され、実践の中で実現されなくてはなりません。

私たちは、この〈遊びの場での危険管理〉は、子どもの遊びの場を議論する上で有効となる重要な文書であると考えます。これは、安全な遊びの場を提供する者の義務に対して、子どもが遊ぶことの必要性和そこから得られる利益とのバランスを表現するものです。遊びの場を提供するすべての段階で安全は検討されなければなりません。その一方で、人生全般にけがの可能性があると、子どもの遊びの中では、けがの可能性はついてまわります。私たちは、絶対的な安全という達成不可能なゴールを求めて、子どもの発達上で遊びは重要な意味を持つという視点を見失ってはならないのです。子どもが考える重要なメッセージは、遊びの中で命が脅かされ、障害が残るけがといった許容できない危険をなくさなければならないということです。

政府健康安全局

〈遊びの安全フォーラム委員〉

遊戯施設業協会

児童事故防止トラスト

政府健康安全局

レジャー・アメニティ運営研究所

地方自治体協会

全国運動場協会

全国児童虐待防止協会

王立事故防止協会

子どもの遊び協議会

スポーツ・リクリエーション運営研究所

キッズアクティブ

全国乳幼児ネットワーク

全国家族・子育て研究所

PLAYLINK(元ロンドン冒険遊び場協会)

アドバイザー：デビッド・ポール(ミドルセックス大学決定分析および危険管理センター)

オブザーバー：文化省、プレイ・ウエールズ

「子どもの遊び情報サービス(Children's Play Information Service)」の情報は以下から取得できます。

Children's Play Information Service,

National Children's Bureau,

8 Wakley Street, London EC1V 7QE

Tel : 020 7843 6303 E-mail : cpis@ncb.org.uk Website : www.ncb.org.uk/library/cpis

Managing Risk in Play provision : A position statement Play Safety Forum August 2002

この文書は、Original Publisher(出版元)である Children's Play Council(子どもの遊び協議会)の許諾を受けて、翻訳されています。

翻訳：嶋村仁志(2006. 10. 26)：最終修正(2015.02.22)

この翻訳の複製・複写・一部または全部の利用には、翻訳者への文書での許諾が必要となります。

嶋村仁志：〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷 4-16-5-201 E-mail : pv9h-smmr@asahi-net.or.jp